

戦後改革期食糧供出制度下における個人割当表の分析1946～1953

——埼玉県南埼玉郡八條村の事例——

永江 雅和

はじめに

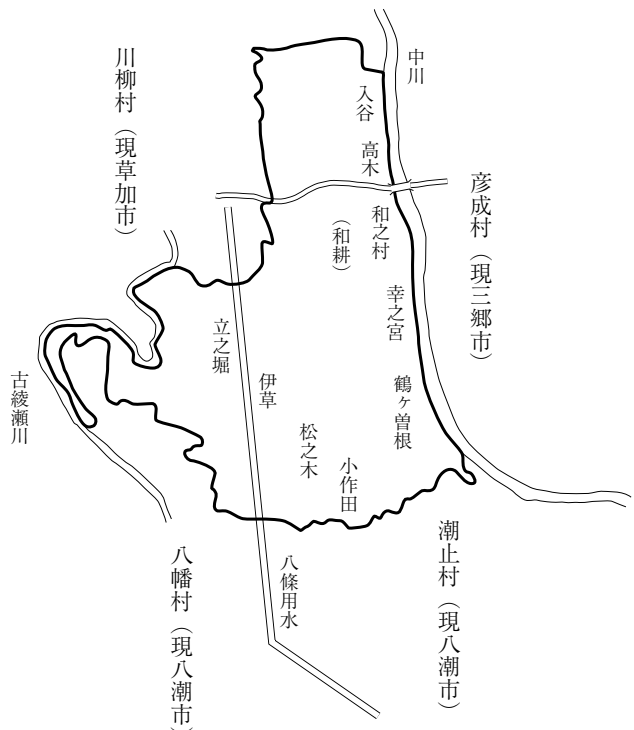
課題と方法

本稿は戦後食糧危機下、農村部における主要食糧集荷制度についての分析である¹⁾。アジア・太平洋戦争の過程で逼迫の度を強めつつあった日本の食糧政策は、既に戦時中より1942年に成立した食糧管理法の下、米穀流通・価格に関する政府の直接統制の段階に至っていた。これに敗戦後、行政機能の一時的低下と外地からの復員による人口増加とが加わることにより、食糧危機が一挙に社会問題として表面化したのである。

こうした中で食糧集荷制度は農家の生産する主要食糧のうち、自家消費に用いる部分以外の全てを政府に強制的に売り渡すシステムとして機能し続けた。売り渡す食糧の数量と価格は政府によって定められ、農家は生産した農産物の多くを自由意思と市場価格に基づいて販売する権利を制約されたのである。1955年に廃止されるまで続いたこのような統制的集荷制度を指して、食糧供出制度、もしくは割当供出制度と呼ぶ。同制度が当時の農家経営に与えた影響の強さについては、西田美昭等の研究により指摘がなされてきたところである²⁾。

同制度は危機的食糧不足への対処を迫られる農林省、占領政策の安定のために集荷の完遂を求める占領軍、また制度の不備に対して不満を強め、制度の緩和もしくは改善を求める地方行政及び農民運動の影響が錯綜し、毎年のように改定が繰り返された。この間の制度史上の経緯については『食糧管理史』³⁾等に詳しく述べられており、特に食糧確保臨時措置法（以下食確法）の制定により事前割当制が導入される経緯については注目されてきた。ただ研究の多くが

図1 八條村集落配置



省庁、県レベルの分析に留まっている現状であり、集荷の現場である市町村の割当供出のプロセスにまで史料的に踏み込んだ研究は少ない。今回分析対象とした埼玉県南埼玉郡八條村（現八潮市）史料は、戦後の供出関連史料が体系的に保存されている稀少なケースであり、本稿では同村史料を用いて、当時の食糧集荷のシステムを可能な限り掘り下げて分析を試みたい⁴⁾。

また今回の分析で重視している点の一つに、割当表の様式の問題がある。筆者は以前、八條村第二和耕集落を事例として同村供出制度と農地改革の関連性について分析を行なったことがある⁵⁾。この時は最終的に確定された数値のみを採用してデータ分析を行なったが、実際の個人割当表は、後述するように制度の変遷に合わせて様式が頻繁に変更されている。また記載されている数値に関しては、必ずしも様式に対応していないものもあり、また数値自体何度も修正が行われている。割当表様式と実際の数値記載との間のズレは、様式を作成する行政サイドの建前と、実際に割当量を計算する集落や個別農家の実態のズレを表す要素であると考えることができる。どのような様式が用意され、そしてそこに何が記入され、そして記入されなかったのかを検討することで、供出問題における制度と実態の乖離を明らかにしたい。また数値の修正についても、制度上の手続きで修正されたものもあれば、数値の決定過程で村や集落によ

って独自の判断で修正されたものがある。上からの割当量と下からの申告量がしばしば大きく乖離したことは、同制度研究を巡る常識となっているが、そのギャップがどのように埋められたのか。この数値修正の意味合いを解釈することによって、実態に迫れるものと考えている。

対象地域の性格

今回の分析の中心となったのは、八條村伊草集落である。八條村は埼玉県東南部、埼玉葛地方に位置し、今日の八潮市北部に当たる。現在の八潮市は東京都足立区の北に接する位置にあり、同村も都内に隣接する都市近郊農村であったと言ってよい。表1によって示される農地構成は田地が8割以上を占める構成であるが、自作地には相対的に畑地が多く、都市近郊農村という地理的状況を利用した蔬菜作が戦間期以降活発化していたといわれる。この都市近郊農村という性格は、戦後の食糧危機下においては重要な意味を持っている。表1の時点では第二次農地改革実施以前であるが、田畑の7割が小作地と、地主制の深く浸透した地帯であったが、この小作地率は戦後農地改革により劇的に減少することになる⁶⁾。

また同村は図1に示されるように、東西を中川、古綾瀬川に挟まれる、いわゆる輪中地帯であり、古来より水害に悩まされる地帯であった。特に戦後においては、1947年のカスリーン台風

表1 八條村田畑別耕作面積状況（1947年1月時点）

	自作地	小作地	入作地	計	小作地率(%)
田地(町)	101.4	287.7	0.7	389.8	
(比率)	72%	87%	44%	82%	73.8%
畑地(町)	39.6	44.8	0.9	85.3	
(比率)	28%	13%	56%	18%	52.5%
計	141.0	332.5	1.6	475.1	70.0%

○『昭和二十二年農地関係書類』より

の被害を受けている。その後1948年、49年においても台風被害に関する記述があり、同村の農業の要因として水害の要素を考慮しておく必要がある。

村内の集落分布は、水系に沿う形で展開しており、中川沿いに上流より入谷、高木、和之村、幸之宮、鶴ヶ曾根の各集落、古綾瀬川沿いには立之堀集落がある。また村内中央を八條用水が縦断しており、この用水沿いに松之木、小作田の他、本稿で扱う伊草集落が存在している。今回同集落を選定した理由は、村内でも個人割当表の残存状況が良好である点にある。八條村では昭和21年から昭和28年までの個人割当表の残存が確認されるが、集落によって残存状況に差があり、特に昭和21年、昭和28年の2ヵ年について個人割当表を残すのは同集落のみである。今回は資料の継続性という観点から同集落を選定したものであり、集落の特殊性を強調する意図はない。他集落との違いについては逐次確認してゆく。

第1節 事後割当と地力等級問題 (1946—1947年度供出)

1946年度供出：三段階地力等級割当の試み

終戦の年1945（昭和20）年の供出に関して、八條村には記録が存在しない。同年は敗戦により集荷機構が混乱の極を迎えた年であり、史料が存在しないこと自体が当時の混乱を物語るともいえるが、以上の事情で分析が可能なのは終戦翌年の1946（昭和21）年産米供出からである。同年度の個人割当表が確認される伊草集落の事例を検討しよう。まず、割当表は個人別に作成されており、印刷された様式が存在する（図2）⁷⁾。様式は米、甘藷、大麦、小麦、馬鈴薯、雑穀の別に分類された主要食糧の「耕作面積」、「実収高」、「種子用」所要量を記入する欄と、

家族人員構成、そして家畜飼育頭数の記入欄と大きく3つに分かれる。しかし様式内に正しく記入されているのは「耕作面積」、「実収高」、「種子用所要量」と「家族構成人員」の各欄であり、実際には欄外と裏面に多くの重要な数値が記入されている。特に重要なのは家族構成人員の横に記されている数値Aと、余白下段に記されている数値Bである。各数値の関係は

$$\text{実収高} - \text{種子用所要量} - \text{数値A} = \text{数値B}$$

となっているので数値Aは飯用保有量、数値Bが供出割当量であると考えることができる。この重要な2項目が欄外となっているのは様式の不備というべきだろう。

また様式裏面には手書きで耕作面積を上、中、下の三等級に分類した表が掲載されている。各農家が耕作する農地が等級別に、それぞれ集計されているのである。これをそのまま収穫量に反映していれば、地力等級を一定程度反映した割当が実施できるものと考えられる。しかし実際にはこのデータには修正が加えられている。様式裏面下段においては、一度分類した各農家の農地等級を農家別に一括し、農家単位でそれぞれ上田農家、中田農家、下田農家という分類に修正されているのである。

表2によって、この再分類の結果を見ると、経営規模別のバイアスは確認できず、必ずしも上層農優遇や、その逆になっているわけではない。また再分類の結果、集落全体の耕地等級は減少し、結果として割当量の減少効果を持つ修正となっている。等級別の反当収穫量（反収）は、上2.112石、中2.042石、下1.955石とされ、実収高は修正等級の耕作面積にこの等級別反収を乗じた値となっている。

以上の点をどのように解釈すべきだろうか。現時点での推測を述べれば、当初方式の計算の煩雑さが問題となったのか、もしくはこの等級

図2 伊草集落1946年度供出割当表様式

一. 主要食糧, 耕作面積, 実収高, 種子用所要量

氏名欄 ○○○○

種目	耕作面積	反当収量	実収高	同上米に換算	種子用所要量	備考
米	6110		12954		147	
甘藷						
大麦						
小麦						
馬鈴薯						
雑穀						
計						

(数値A) 5244

二. 家族構成人員

一才ー七才	八才ー十五才	十六才以上	計
2	1	4	7

(数値B) 7563

三. 家畜飼育頭数

大家畜(牛馬)	
中家畜(豚)	
小家畜(鶏)	

(裏面)

上	6110	12954
中		
下		

○2660伊草『昭和二十一年度供出米割当』より

○原史料は縦書

○割当表記載数値は、面積については町、反、畝、歩の単位で記載されている。下2桁は30進法となるため、表のデータは $\lfloor (3\text{桁以上} \times 100) + (下2\text{桁}/30) \rfloor / 10$ の処理により反面積を算出している。米の数量については、石、斗、升、合の10進法であり、表では1/1000として石単位で集計した。

自体に批判が生じたのか、ではないかと考えられる。上、中、下の三等級が従来の慣習的区分であるか、検見等の方法によるものか不明であるが、前者の場合であれば、それがその年度の作況を正確に反映するとは言えず、また後者であれば三等級という設定そのものに疑義が出た可能性がある。また属地主義的な三等級区分を積み重ねて農家別の収穫量を算出することは、農家別の属人主義的等級設定に比べ、計算が煩雑となる欠点がある。等級区分の厳密性そのものに疑義がある以上、各農家別の作況を大まかに3等級区分する方式の方が、大幅に計算が簡素化される。等級区分の修正の意味合いはその

ようなものではなかったかと推測される。

またその他の数値について確認しておこう。三段階等級設定の結果、集落全体の反収平均値は2.05石となった。これは本稿分析期間中、大冷害の1953年度を除き最も低い反収設定である。また飯用保有は1才ー7才、8才ー15才、16才以上の三等級で計算されており、1ー7才は1日1.6合、8ー15才は約2.8合、16才以上は3.7合で計算されている。都市部消費者への配給が当時一日2.1合であったことに比べると、生産者の保有米は大幅に優遇されており、また後年と比べても、全期間を通じて最も多い保有が認められている。平均反収設定の低水準と、自家

表2 伊草集落1946年度供出

農家番号	耕地等級 (一次)			耕地等級 (二次)			耕作面積 (反)	反収 (石)	実収	種子	飯用	割当量	要配給	家族員数		
	上	中	下	上	中	下								1~7	8~15	16~
no.01	6.13			6.13			6.13	2.11	12.95	0.15	7.56	5.24		2	1	4
no.02	11.29	1.56		12.86			12.86	2.11	27.15	0.31	9.34	17.50		1	2	5
no.03	3.39	2.53			5.91		5.91	2.04	12.08	0.14	8.76	3.17		0	2	5
no.04	0.63	8.54				9.17	9.17	1.95	17.93	0.22	5.37	12.33		0	0	4
no.05	0.34	3.36			3.70		3.70	2.04	7.55	0.09	8.64		-1.18	1	0	6
no.06	3.58			3.58			3.58	2.11	7.56	0.09	4.92	2.55		0	1	3
no.07	4.51	1.80			6.31		6.31	2.04	12.89	0.15	8.06	4.68		0	0	6
no.08	7.91	6.05		13.95			13.95	2.11	29.47	0.34	9.85	19.29		1	3	5
no.09	4.93	8.98			13.91		13.91	2.04	28.40	0.33	6.98	21.09		1	1	4
no.10	1.70	3.47			5.16		5.16	2.05	10.58	0.12	7.42	3.04		0	2	4
no.11	5.40	0.53		5.92			5.92	2.11	12.51	0.14	5.75	6.62		0	3	2
no.12	1.51	4.10			5.60		5.60	2.04	11.44	0.14	5.64	5.67		1	1	3
no.13	3.74	6.13			9.87		9.87	2.04	20.16	0.24	6.55	13.37		0	0	5
no.14	1.00	1.97			2.97		2.97	2.04	6.07	0.07	5.37	0.62		0	0	4
no.15	6.87	1.63	0.65	9.26			9.26	2.11	19.55	0.22	6.66	12.67		1	2	3
no.16	2.11	5.58			7.49		7.49	2.04	15.29	0.18	6.22	8.89		2	1	3
no.17	4.80	3.49			8.29		8.29	2.04	16.92	0.24	6.66	12.05		1	2	3
no.18	8.08	6.12			14.20		14.20	2.04	29.00	0.34	11.16	17.50		0	2	7
no.19	6.01	1.27			7.27		7.27	2.04	14.85	0.18	7.54	7.13		0	1	5
no.20	7.17	3.51			10.68		10.68	2.04	21.80	0.26	9.81	11.76		3	0	6
no.21	0.17	3.18	0.20			3.55	3.55	1.96	6.95	0.09	3.71	3.15		0	1	2
no.22	1.42	1.56			2.98		2.98	2.04	6.08	0.07	7.54		-1.53	2	0	4
no.23	8.52	2.64			11.16		11.16	2.04	22.79	0.27	7.74	14.78		3	1	4
no.24	7.90	3.74		11.64			11.64	2.11	24.58	0.28	7.35	16.95		0	1	5
no.25	1.64	12.19	0.59		14.42		14.42	1.95	28.18	0.35	10.25	17.59		2	1	6
no.26	0.00		3.13		3.13		3.13	1.96	6.13	0.08	4.03	2.02		0	0	3
no.27			9.88		9.88		9.88	1.96	19.33	0.24	5.37	13.72		0	0	4
no.28	7.28		2.40	9.78			9.78	2.11	20.65	0.23	4.03	16.39		0	0	3
no.29	6.82	0.73		7.56			7.56	2.11	15.96	0.18	4.61	11.17		1	0	3
no.30	6.68	1.66		8.34			8.34	2.11	17.62	0.20	9.43	7.99		4	3	3
no.31		10.63	1.37			12.00	12.00	1.96	23.47	0.29	10.95	12.23		2	3	5
no.32	5.36	4.97			10.34		10.34	2.04	21.11	0.25	80.00	12.87		1	2	4
no.33	1.85	1.58			3.44		3.44	2.04	7.02	0.08	7.74		-0.80	0	1	5
no.34	5.45	5.52			10.97		10.97	2.04	22.39	0.26	8.58	13.55		2	2	4
no.35	7.81	4.03			11.84		11.84	2.04	24.17	0.28	8.32	15.56		1	1	5
no.36	4.53	5.31			9.83		9.83	2.04	20.08	0.24	9.23	10.62		2	0	6
no.37		2.70			2.70		2.70	2.04	5.52	0.07	5.96		-0.50	1	0	4
no.39	2.32	4.97		7.29			7.29	2.11	15.39	0.18	11.33	3.89		1	0	8
no.40	0.28	2.23			2.51		2.51	2.04	5.13	0.06	6.72		-1.65	0	0	5
no.41	3.20			3.20			3.20	2.11	6.76	0.08	8.34		-1.56	1	2	5
no.43	2.84	0.45		3.28			3.28	2.11	6.93	0.08	9.17		-2.31	3	2	4
no.44		1.08			1.08		1.08	2.04	2.21	0.03	6.40		-4.21	0	1	4
no.48		1.30			1.30		1.30	2.04	2.66	0.03	4.73		-2.11	0	2	2
no.49		1.08			1.08		1.08	2.04	2.20	0.03	5.31		-3.14	1	2	2
計	165.16	142.14	18.23	102.79	170.59	52.15	325.54	2.05	667.45	7.85	395.10	357.64	-19.00	41	49	187
平均								0.00236314								
分散																

○伊草『昭和二十一年度供出米割当』より作成

○網掛け部は一部保有農家

○各年度の農家番号は1953年度の表を基準に連続性を保つように調整した。したがって年次別に同一番号の農家は同一の農家となる。

保有の高水準により、1946年度供出は全期間中で最も余裕のある水準で供出が行われた年度と言える。その中で個々の農家の反収を割当量に反映させる方法が試行錯誤されていた時期であると考えることができよう。

1947年度供出：実収高記載のない割当表

1947（昭和22）年度は、同村をカスリーン台風による水害が襲った年である。同年9月19日、村東部を流れる中川（古利根川）堤防が幸之宮付近で決壊し、周辺集落に大きな被害を与えた。ただ被害が大きかったのは入谷、高木、和之村、幸之宮、鶴ヶ曾根等の中川沿岸の集落であり、伊草集落等村西部綾瀬川水系の集落においては被害軽微であったと言われている⁸⁾。

しかしこの年度の割当表には、水害の混乱を反映してか不備が目立つ⁹⁾。様式については図3に見られるように、前年度より整備されており、保有量と供出量の記入欄が追加され、また前年46年度においては活用されていなかった

家畜飼育頭数について、この年度から牛馬1頭につき8升の飼料保有が算定されている。ただ飯用保有量については、年齢階層別の計算が必要であるため、この年も様式所定の位置ではなく、欄外に記入されている。

しかしそれ以外の項目については記入が非常に少ない。最も重要な点は実収高に記載がないことである。集計した表3において、記入されている供出量に保有量を加えた数値から実収量と反当収穫量を算出しているが、実際の割当表にこれら数値は記載されていなかった。表3を見て一見して気付くことは、昨年46年度供出に比べ供出割当量が増加していることである。47年度供出は供出制度に占領軍が厳しく介入を始めた年度として知られている。埼玉県においても台風被害が報告されているにも関わらず、県割当量は前年度を8,800石上回る57万石に決定されたという¹⁰⁾。前年より厳しい供出割当を受けた埼玉県では、より一層厳しい村内割当を強いられることになったのである。

図3 伊草集落1947年度供出割当表様式

一、主要食糧、耕作面積、実収高、種子用所要量

氏名欄 ○○○○

種目	耕作面積	反当収量	実収高	種子用所要量	保有量	供出量	備考
米	7008			138		7918	
甘藷				140			
大麦							
小麦							
馬鈴薯							
雑穀							
計							

二、家族構成人員

一才-七才	八才-十五才	十六才以上	計

三、家畜飼育頭数

大家畜(牛馬)	
中家畜(豚)	
小家畜(鶏)	

○2684八條村役場『昭和二十二年度供出米算定基準簿』より

表3 伊草集落1947年度供出

農家番号	耕作面積 (反)	実収 (石)	反収 (石)	飯用 (石)	種子 (石)	飼料 (石)	供出量 (石)	要配給量 (石)	家族員数		
									1～7	8～15	16～
no.01	7.03	15.15	2.16	7.09	0.14		7.92		2	1	4
no.02	11.16	23.48	2.10	9.91	0.22	0.08	13.27		2	0	7
no.03	5.89	12.56	2.13	8.21	0.12		4.23		0	2	5
no.04	9.23	21.12	2.29	5.04	0.18		15.89		0	0	4
no.05	3.72	7.81	2.10	7.39	0.07		0.35		2	0	5
no.06	7.76	15.99	2.06	5.28	0.16		10.55		1	1	3
no.07	6.78	13.68	2.02	7.56	0.14		5.99		0	0	6
no.08	13.50	30.58	2.27	9.72	0.27	0.08	20.52		1	3	5
no.09	11.54	23.95	2.08	6.54	0.23		17.18		1	1	4
no.10	5.16	10.85	2.10	8.21	0.10		2.53		0	2	5
no.11	5.86	13.49	2.30	5.94	0.12		7.43		1	3	2
no.12	6.95	14.46	2.08	5.28	0.14		9.04		1	1	3
no.13	7.80	16.07	2.06	6.84	0.16		9.07		1	0	5
no.14	3.08	6.68	2.17	6.30	0.06		0.32		0	0	5
no.15	10.24	23.35	2.28	7.80	0.21		15.34		1	1	5
no.16	8.28	17.04	2.06	6.68	0.17		10.19		3	0	4
no.17	8.27	17.35	2.10	7.09	0.17	0.08	10.01		2	1	4
no.18	14.22	28.44	2.00	11.28	0.28		16.88		1	2	7
no.19	7.39	15.53	2.10	7.25	0.15		8.13		0	1	5
no.20	9.23	18.69	2.02	9.06	0.18	0.08	9.37		1	1	6
no.21	4.50	9.14	2.03	4.02	0.09		5.03		1	1	2
no.22	2.98	5.95	2.00	6.68	0.06		0.00	-0.79	3	0	4
no.23	10.92	23.39	2.14	8.05	0.22		15.13		2	2	4
no.24	11.64	24.44	2.10	7.25	0.23		16.95		0	1	5
no.25	14.26	28.65	2.01	10.02	0.29		18.35		1	2	6
no.26	3.10	6.51	2.10	3.78	0.06		2.67		0	0	3
no.27	10.05	19.28	1.92	5.58	0.20	0.08	13.42		1	0	4
no.28	9.47	20.98	2.22	3.78	0.19	0.08	16.93		0	0	3
no.29	7.52	16.99	2.26	4.33	0.15		12.51		1	0	3
no.30	8.32	18.43	2.22	9.35	0.17		8.91		3	4	3
no.31	12.70	24.99	1.97	7.71	0.25		17.03		0	4	3
no.32	10.32	22.24	2.16	7.91	0.21		14.13		0	3	4
no.33	3.16	6.26	1.98	7.25	0.06		0.00	-1.06	0	1	5
no.34	10.73	23.33	2.17	8.05	0.21		15.07		2	2	4
no.35	12.10	25.05	2.07	7.80	0.24	0.08	16.92		1	1	5
no.36	9.53	20.66	2.17	8.35	0.19		12.12		2	1	5
no.37	2.70	5.41		5.58	0.05		0.00	-0.23	1	0	4
no.39	11.49	28.19	2.45	9.06	0.23		18.90		1	1	6
no.40	2.51	4.95	1.97	7.25	0.05		0.00	-2.36	1	1	5
no.41	3.20	6.40	2.00	8.21	0.06		0.00	-1.88	0	2	5
no.43	3.51	7.01	2.00	9.55	0.07		0.00	-2.61	3	3	4
no.44	1.08	2.03	1.88	7.25	0.02		0.00	-5.24	0	1	5
no.48											
no.49											
no.50											
no.51	1.70	3.40	2.00	11.84	0.03		0.00	-8.47	0	1	8
計	330.58	699.94		317.12	6.61	0.56	398.28	-22.63	43	51	194
平均			2.10								
分散			0.013118								

○2684八條村役場『昭和二十二年度供出米算定基準簿』より

○グレー部分は一部保有農家

○no.48～no.50は名称のみ記載あって、数値欄に記入ないため、一部保有農家として分類している。

伊草集落の場合、収穫高の設定が昨46年度の上、中、下の三段階設定から、農家によってまちまちの分散の大きな反収設定により実収高が算出されている。形式的な等級区分よりも、より詳細に農家の作況を把握する必要に迫られたものであろう。反収上位の農家は前年の上田の反収2.11石を大幅に上回る反収が記されており、これら農家について実態を反映した割当が行われている。結果集落反収平均は前年2.05石から2.10石へ上昇し、その分供出量が増加する計算となった。

もう一つ重要なのは保有量である。この年度保有量の算定基準を見ると、一日当たりの保有量は各年齢階層別にそれぞれ、1.5合、2.6合、3.4合を基準に算出されており、前年度よりも大幅に削減されている。この面でも47年度供出は前年より厳しい内容となっている。

またこの年度は村役場において、各集落に一部保有農家もしくは減収等により供出不能となった「転落農家」に対する実収報告調査が行われている¹¹⁾。この47年度において、一部保有農家に対する供出割当は行われていない模様であるが、割当量の水準が厳しくなっている動向を踏まえ、一部保有農家への負担分担が検討されつつあったものと考えられる。このことは翌48年度供出に至って表面化することになる。

以上1947年度供出は、伊草集落において、厳密な意味での事後割当が行われた唯一の年度であったと言える。各農家の収穫高は分散が大きく、反収に階層別のバイアスもみられないことから、個々の農家の作況を比較的正確に反映するデータから供出量が計算されたものと思われるのである。実態より過少であったと思われる形式的三等級区分から、個々の農家の作況を正確に反映させた割当計算により、台風被災年度にも拘らず増加した割当量に対応したのである。しかし占領軍や行政の供出に対する圧力が増す

中で、反収上層農家への締め付け、保有量の削減、一部保有農家への調査など、事態は窮迫の度を深めつつあったのである。

第2節 事前割当制と反別割 (1948—1950年度供出)

1948年度供出：事前割当制と反別責任供出

1948(昭和23)年度供出は食糧確保臨時措置法(以下食確法)による事前割当制度が採用された年度である。事前割当制度とは、作付前に予想収穫高に基づく供出割当量を定めておき、作況確認後、豊凶に応じて事後補正を行う割当方式のことをいう。それまでの事後割当方式に比べ、割当量計算が早期に確定できるため、供出の早期進捗に効果があると考えられ、導入されたものである。しかし一方で法案策定の過程では、戦時期における生産統制と同質のものではないかとの批判が行われた。

八條村でも1948年度からこの方式が導入されているが、事前割当、事後補正のプロセスを踏む分、割当表そのものは非常に複雑化しており、解読が難しくなっている。まずは様式であるが、これも1947年度とは大きく異なっている¹²⁾。

図4によるとこれまでの項目に加え、「等級」「地積」など、耕地の条件格差を意識した項目が加わっており、また米の項目がその他麦・諸類の項から切り離されて、米中心の供出であることが明瞭になっている。そしてなにより、「補正量」の項目が加わることによって、この年度の供出が事前割当制であったことが明らかになっている。

ただ昨年までと同様、この年度の供出量算定においても実際の様式が十分に活かされているようには見えない。「等級」や「反収」などいくつかの項目には記載がなく、また「地積」、「補正量」の項には数値記載があるものの、明

図4 伊草集落1948年度供出割当表様式

一. 主要食糧, 耕作面積, 実収高, 種子用所要量

氏名欄 ○○○○

耕地面積	等級	地積	反当収量	実収高	実収高総計	保有量	種子	飼料	供出可能量	補正量	供出高
6911		地① 1387		実① 15809		保① 7000	160		供① 1387		
		地② 14422		実② 16000					供② 7262	補① 7453	
		地③ 14613		実③ 13110		保② 4740			供③ 8649	補② 8840	
										補③ 8300	

	反当収量	実収量	種子	飼料	飯料	供出量	備考
甘藷							
大麦							
小麦							
馬鈴薯							
雑穀							

二. 家族構成人員

一オ-七オ	八オ-十五オ	十六オ以上	計
1	2	4	7
5110	17878	47012	70000

三. 家畜頭数

○NO.2670八條村役場『昭和二十三年度供米 伊草』より

らかに名称通りの数値とは考えられない。実際の供出量算定の実務と様式の間には大きな乖離があったと考えるべきであろう。さらに「地積」, 「実収」, 「供出可能量」, 「補正量」などの項は数度の数値の書き直しがあり, これらの数値修正の意味を含め, この年度の割当作業の推移を図ることが, 事前割当制の実施課程を理解する上で重要となる。

同年の割当表の数値を解釈したものが表4である。数値に複数併記がないのは「耕地面積」と「種子(保有)」のみである。「地積」の欄には3列の数字が並ぶが数字の内容から考えて収獲量に関連する数値と判断した。但し1列目の数字(地①, 供①)の数がやや異質である。この数字は供出可能量の欄にも記載されている。「実収高」にも3列, 「保有量(飯用)」は2列, 「供出可能量」は3列, 「補正量」に3列が記載されている。これだけではこれら数値の意味を判読することは困難だが, 別資料より「供出可能量」が「算出供出量」と「責任供出量」の

和からなっていること。この「供出可能量」から「補正量」を差し引いて「割当供出量」が算出されていることがわかった¹³⁾。

以上から図4の各数値は次の6式から形成されていることが判明した。

第1式: 地② - (保① + 種子) = 供② (第1次算出供出)

第2式: 地② - (保① + 種子) + 供① = 供③ (第1次算出供出 + 責任供出)

第3式: 地③ - (保① + 種子) = 補① (第2次算出供出)

第4式: 地③ - (保① + 種子) + 供① = 補② (第2次算出供出 + 責任供出 = 事前割当量)

第5式: 地③ - (保① + 種子) + 供① - α = 補③ (補正後割当量)

第6式: 実③ - (保② + 種子) = 補③ (割当量と実収からなる保有量実態算出式)

「割当供出量」として最終的に導かれたのは第5式であると考え。第4式と第5式の差となるα部の数値が減額補正量であることはまず

表4 伊草集落1948年度供出

農家番号	耕作面積 (反)	実収① 地積②			実収② 地積③			実収③ 地積④			反収① 事前①	反収② 事前②	反収③ 事後	責任供出 地積①	種子	卸料	保有①	保有②	事前担当 補正後	家族員数		
		反収①	地積②	実収①	反収②	地積③	実収②	反収③	地積④	実収③										1~7	8~15	16~
no.01	6.94	14.42	14.61	13.11	2.08	2.11	1.89	0.20	1.39	0.16	0.00	7.00	4.74	8.65	8.30	1	2	4				
no.02	12.32	25.61	25.93	23.37	2.08	2.11	1.89	0.20	2.46	0.28	0.08	9.25	5.01	18.47	18.00	2	0	7				
no.03	5.92	12.31	12.46	11.21	2.08	2.11	1.89	0.20	1.18	0.14	0.00	8.84	6.88	4.48	4.19	0	2	6				
no.04	10.05	20.91	21.18	19.00	2.08	2.11	1.89	0.20	2.01	0.23	0.08	5.88	2.44	16.73	16.25	0	0	5				
no.05	3.72	7.74	7.83	7.03	2.08	2.11	1.89	0.20	0.74	0.09	0.00	6.90	5.69	1.50	1.25	2	0	5				
no.06	6.44	13.39	13.56	12.16	2.08	2.10	1.89	0.20	1.29	0.15	0.00	4.93	1.95	9.60	10.40	1	1	3				
no.07	6.16	12.81	12.97	11.59	2.08	2.11	1.88	0.20	1.23	0.14	0.00	5.88	4.62	8.03	7.03	0	0	5				
no.08	13.63	28.34	28.69	25.84	2.08	2.11	1.90	0.20	2.73	0.31	0.00	9.35	4.63	21.40	20.90	1	2	6				
no.09	11.58	24.09	24.38	21.85	2.08	2.11	1.89	0.20	2.32	0.27	0.00	7.28	3.88	18.86	17.70	1	1	5				
no.10	5.15	10.70	10.84	9.69	2.08	2.11	1.88	0.20	1.03	0.12	0.00	7.66	6.02	3.95	3.55	0	2	5				
no.11	5.73	11.93	12.08	10.83	2.08	2.11	1.89	0.20	1.15	0.13	0.00	4.65	2.35	8.29	8.35	1	2	2				
no.12	6.84	14.23	14.42	12.92	2.08	2.11	1.89	0.20	1.37	0.16	0.00	4.93	2.91	10.52	9.85	1	1	3				
no.13	7.85	16.31	16.52	14.82	2.08	2.11	1.89	0.20	1.57	0.18	0.00	5.21	3.59	12.49	11.05	1	0	4				
no.14	2.98	6.18	6.27	5.51	2.08	2.11	1.85	0.20	0.59	0.07	0.00	5.21	4.19	1.49	1.25	1	0	4				
no.15	9.64	20.06	20.31	18.24	2.08	2.11	1.89	0.20	0.93	0.22	0.00	7.28	3.82	14.49	14.20	1	1	5				
no.16	8.28	17.23	17.45	15.58	2.08	2.11	1.88	0.20	1.66	0.19	0.00	6.62	4.14	12.07	11.25	2	1	4				
no.17	10.60	22.06	22.33	20.14	2.08	2.11	1.90	0.20	2.12	0.24	0.08	6.34	3.37	17.52	15.25	2	2	3				
no.18	14.11	29.37	29.72	26.79	2.08	2.11	1.90	0.20	2.82	0.33	0.00	10.53	7.12	21.34	19.35	1	2	7				
no.19	7.25	15.09	15.28	13.68	2.08	2.11	1.89	0.20	1.45	0.17	0.00	6.77	4.57	9.60	8.94	0	1	5				
no.20	9.10	18.94	19.18	17.29	2.08	2.11	1.90	0.20	1.82	0.21	0.08	8.46	6.20	12.01	10.80	1	1	6				
no.21	5.45	11.34	11.47	10.26	2.08	2.10	1.88	0.20	1.09	0.13	0.00	3.76	2.29	8.52	7.85	1	1	2				
no.22	4.27	8.87	8.99	9.98	2.08	2.11	2.34	0.20	0.85	0.10	0.00	5.44	4.28	4.18	3.60	2	1	3				
no.23	11.06	22.99	23.28	20.90	2.08	2.11	1.89	0.20	2.21	0.25	0.00	7.51	4.10	17.44	16.55	2	2	4				
no.24	11.66	24.26	24.57	22.04	2.08	2.11	1.89	0.20	2.33	0.27	0.08	5.88	1.94	20.65	19.75	0	0	5				
no.25	14.78	30.73	31.11	27.93	2.08	2.11	1.89	0.20	2.95	0.34	0.00	8.84	4.29	24.50	23.30	0	2	6				
no.26	3.10	6.46	6.55	5.89	2.08	2.11	1.90	0.20	0.62	0.07	0.00	3.53	2.62	3.48	3.20	0	0	3				
no.27	10.20	21.79	21.45	19.19	2.14	2.10	1.88	0.20	2.07	0.24	0.08	5.21	2.72	18.05	16.15	1	0	4				
no.28	9.62	20.01	20.25	18.24	2.08	2.10	1.90	0.20	1.92	0.22	0.08	4.70	1.26	16.95	16.68	0	0	4				
no.29	7.59	15.79	15.98	14.25	2.08	2.11	1.88	0.20	1.52	0.18	0.00	4.04	1.20	13.09	1.29	1	0	3				
no.30	8.27	17.20	17.43	15.58	2.08	2.11	1.88	0.20	1.65	0.19	0.00	9.02	6.05	9.65	9.34	2	5	3				
no.31	12.16	25.29	25.60	22.99	2.08	2.10	1.89	0.20	2.43	0.28	0.00	7.89	5.01	19.55	17.70	1	3	4				
no.32	9.48	19.72	19.96	17.86	2.08	2.11	1.89	0.20	1.90	0.22	0.00	6.49	3.04	14.91	14.60	0	2	4				
no.33	6.03	12.53	12.69	11.40	2.08	2.11	1.89	0.20	1.21	0.14	0.00	8.23	6.86	5.37	4.40	0	0	7				
no.34	10.96	22.80	23.09	20.71	2.08	2.11	1.89	0.20	2.37	0.27	0.08	7.89	4.36	16.84	16.10	1	3	4				
no.35	11.82	24.59	24.90	22.42	2.08	2.11	1.90	0.20	2.17	0.25	0.00	7.28	3.92	19.33	18.15	1	1	5				
no.36	8.64	17.99	18.21	16.34	2.08	2.11	1.89	0.20	1.73	0.20	0.00	7.79	4.84	11.73	11.30	2	1	5				
no.37	2.70	5.63	5.71	5.13	2.08	2.11	1.90	0.20	0.54	0.06	0.00	5.21	4.47	0.91	0.06	1	0	4				
no.39	11.29	23.48	23.77	21.28	2.08	2.10	1.88	0.20	2.26	0.26	0.00	8.46	4.37	17.02	16.65	1	1	6				
no.40	3.39	7.05	7.14	7.82	2.08	2.10	2.30	0.20	0.68	0.08	0.00	7.16	7.06	0.60	0.60	1	0	6				
no.41	3.50	7.29	7.39	8.09	2.08	2.11	2.31	0.20	0.70	0.08	0.00	7.66	7.31	0.70	0.70	0	2	5				
no.43	3.60	7.50	7.60	8.32	2.08	2.11	2.31	0.20	0.72	0.08	0.00	8.92	7.52	0.70	0.70	3	3	4				
no.44	2.12	4.41	4.46	4.89	2.08	2.11	2.31	0.20	0.42	0.05	0.00	7.28	4.41	0.40	0.40	1	1	5				
計	336.00	699.41	707.59	642.15	2.08	2.11	1.94	0.20	67.22	7.74	0.64	287.15	181.81	476.02	436.93	40	49	190				
平均 分散					0.00007582	0.0000022	0.0189596															

○NO.2670八幡村役場「昭和二十三年度供米 伊草」より
○グレー部は責任供出のみの農家

間違い無い。第1式と第3式は事前割当で「算出供出量」を求めた式であると考えられる。両者は似通っているが、「収穫高」に当たる数値がやや異なる。第2, 第4, 第5式に存在する供①の数値が「責任供出量」であると判断した。これによって「算出供出量」+「責任供出量」-「補正量」=「割当供出量」の図式が明らかになる。第1, 第2式の「収穫高」(地②)と第3～5式のそれ(地③)の違いについては、当初の数値では割当量を達成できないため、想定反収の水増しが行われたものと推測される。このことは、表4で算出された反収の分散が、それぞれ0に近いことから裏付けられる。

次に問題となるのは、「責任供出」(地①, 供①)の数値の根拠である。この数値を他の各数値と照合してみたが、各農家耕地面積1反に対し、0.2石の関係があることが判明した。耕地面積1反当たり2斗の「反別割」数値なのである。この「責任供出」について、同年供米割当原簿の第一和耕集落の部に記された次の記述が参考になる。「本表中病虫害補正量を除く一般補正量の算出に就ては縣補正量22石23を村当局算出の供出可能量より責任供出量を引去りたる算出供出量に部落内協定の上田, 下田の相違を加減し表れたる数量に対して割振りたるものにして責任供出量に対してはあくまで村当局算出数量に変更なきものとす。その補正歩合は6.5%とす。したがって供出量が責任供出量のみに限る供出農家は補正なきものとす□乍ら本件に就ては今后給する主食配給に於て期日の繰上げに依って操作する由」¹⁴⁾。以上の文から「責任供出」について次の点が判明する。①「責任供出」は伊草集落以外、恐らくは全村で適用されたものであること、②「算出供出」のない農家、即ち本来なら供出義務のない一部保有農家にも課されたものであること、③そしてこれら「責任供出」を課せられた一部保有農家は事後補正

の対象とならなかったこと、さらに④減額補正量 α については、「算出供出量」の6.5%で算出されていることが明らかになった。伊草集落において減額補正は全供出農家に一律に掛けられたのである。

最後の第6式については、不明瞭な点が多い。「実収高」の3列目と「保有高」の2列目の意味合いがわからず、第6式でも完全には数値が一致しない。現時点での推測であるが、第1～第5式はあくまで事前割当の収穫量を基準にした数値であるのに対し、第6式の収穫量は収穫後判明した実収ではないかと考える。第5式は補正が行われてはいるが、収穫量は事前割当段階の数値がそのまま使用されている。供出量は第5式で固定されているので、結果保有量がしわ寄せを受けることになり、大幅に減少(保①→保②)している。23年度供出は実態が事前割当の計算(第1～第5式)とは大きく異なるものであったことを示す数値ではないだろうか。

以上まとめると次のようになる。まず最初に昨年までの方式によって割当量を計算した(式1)。しかしこれが全く割当量を満たさないことが判明し、反別割りに基づく「責任供出」を導入し追加した(式2)。しかしこれでも足りず、想定反収を増やし、割当量を増やした(式3, 4)。事後補正では算出供出量に対し、補正が行われた(式5)。しかし補正量は事前割当の想定収穫量に対してかけられたものであり、実際の収穫とは大きはずれがあり、実際には農家の保有量が大きく削られることとなった(式6)。

1948年度供出が事前割当制となることで、伊草集落では一律の想定反収を基に事前割当量が設定された。この想定反収は前年を上回る水準で定められたが、それによっても前年を上回る割当量を満たすことはできず、一部保有農家を含め、耕作面積に機械的な反別割を賦課する

「責任供出」の導入により割当量を満たしたものである。この方法は供出農家にとっては同一農地への2重賦課となる割当であり、一部保有農家にとっては制度を逸脱する負担を課せられるものであった。1948年度供出は埼玉県全域に渡って、非常に進捗状況が遅れた年度であったと言われる。以上までの記述をもって、その一端が伺えよう。

1949年度供出：畑地反別割の試み

1949（昭和24）年度供出も前年に引き続き、事前割当の実施された年である。同年度の割当表様式は、図5で示されるように、前年48年度供出と同様のものが使用されている¹⁵⁾。「等級」「地積」「反当収量」の欄が活用されていない点も前年と同様である。しかし前年に比べると数値の複数表記は少ない。ただ、複数表記のパターンは前年と異なっており、その特徴としては①耕地面積に複数表記が見られること、②供出可能量に修正が見られること、③大麦、雑

穀の項に記入が見られること、があげられる。

まず耕地面積についてであるが、上2列に2つの数値が記入され、3列目の数値はその和になっている。数値としては1列目の数値（耕①）が前年と同じであり、問題は2列目の数値（耕②）である。当初耕作面積が拡大したのかと考えたが、それにしては各農家のこの段の数値が大きい。また、耕地面積に一定の比率をかけて水増しを量っている可能性も考えたが、これら2列目の数値は1列目と特に規則的關係はなかった。この意味については後に明らかになる。保有量については2列記入があるが、これは飯用保有と種子保有の合計が下段に記載されているだけである。

問題となるのは「供出可能量」の欄の2重記載である。当初の供出可能量（供①）が、2列目で増額（供②）されている。前年の例に従えば、1列目が最初の計算の「算出供出量」ということになるだろう。とすると問題はその次の増額がいかなる方法で計算されたかである。解答は

図5 伊草集落1949年度割当表様式

一、主要食糧、耕作面積、実収高、種子用所要量

氏名欄 ○○○○

耕地面積	等級	地積	反当収量	実収高	実収高総計	保有量	種子	飼料	供出可能量	補正量	供出高
耕① 6911				実①15953		保① 6997	174		供① 8782		
耕② 1829											
耕③ 8810						保② 7171			供② 8876		

	反当収量	実収量	種子	飼料	飯料	供出量	備考
甘藷							
大麦		1320	33		840	447	
小麦							
馬鈴薯							
雑穀	50	実② 94				供③ 94	

二、家族構成人員

一才-七才	八才-十五才	十六才以上	計
1	2	4	7
511	1786	4700	

三、家畜頭数

○No.2840 八條村『昭和二十四年度主食供出割当簿 伊草』より

表5 伊草集落1949年度供出

農家番号	耕作面積 ① (反)	収穫高 (石)	反収①	耕作面積 ②		雑穀供出	反収②	飯用 種子 飼料 保有計			供出① 供出② 要還元			家族員数		
				雑穀	稲			種子	飼料	保有	供出①	供出②	要還元	1~7	8~15	16~
no.01	6.94	15.95	2.30	1.90	0.09	0.05	7.00	0.17	8.88	8.78	8.88	1	2	4		
no.02	12.08	27.79	2.30	2.45	0.12	0.05	8.07	0.30	0.08	8.45	19.34	19.46	2	0	6	
no.03	5.92	13.62	2.30	0.53	0.03	0.05	9.63	0.15	9.78	3.84	3.87	1	1	7		
no.04	12.26	28.20	2.30	0.23	0.01	0.05	6.39	0.31	0.08	6.77	21.43	21.44	1	0	5	
no.05	3.72	8.56	2.30	0.77	0.04	0.05	4.55	0.09	4.64	3.87	3.91	2	0	3		
no.06	6.44	14.81	2.30	1.87	0.09	0.05	3.75	0.16	3.92	10.90	10.99	1	1	2		
no.07	6.16	14.17	2.30	0.97	0.05	0.05	6.39	0.15	6.54	7.63	7.68	1	0	5		
no.08	13.63	31.34	2.30	4.00	0.20	0.05	9.86	0.34	0.08	10.28	21.06	21.26	2	2	6	
no.09	11.53	26.52	2.30	0.97	0.05	0.05	6.90	0.29	7.19	19.33	19.38	2	0	5		
no.10	5.15	11.84	2.30	0.23	0.01	0.05	6.49	0.13	6.62	5.22	5.23	0	2	4		
no.11	3.70	8.51	2.30	1.69	0.08	0.05	4.65	0.09	4.74	3.77	3.85	1	2	2		
no.12	6.84	15.74	2.30	1.84	0.09	0.05	4.93	0.17	5.10	10.64	10.73	1	1	3		
no.13	7.66	17.61	2.30	2.66	0.13	0.05	5.44	0.19	0.08	5.71	11.90	12.03	2	1	3	
no.14	2.84	6.54	2.30	0.00	0.00		5.21	0.07	5.28	1.26	1.26	1	0	4		
no.15	9.64	22.18	2.30	2.20	0.11	0.05	6.77	0.24	7.01	15.17	15.28	0	1	5		
no.16	8.68	19.97	2.30	1.07	0.05	0.05	6.62	0.22	6.83	13.13	13.19	2	1	4		
no.17	9.97	22.94	2.30	1.92	0.10	0.05	5.67	0.25	0.08	6.00	16.94	17.04	3	2	2	
no.18	14.11	32.46	2.30	2.45	0.12	0.05	12.21	0.35	12.56	19.90	20.02	2	2	8		
no.19	7.22	16.61	2.30	3.01	0.15	0.05	6.77	0.18	6.95	9.66	9.81	0	1	5		
no.20	8.74	20.10	2.30	1.14	0.06	0.05	7.79	0.22	0.08	8.09	12.01	12.07	2	1	5	
no.21	5.45	12.54	2.30	0.59	0.03	0.05	4.27	0.14	4.40	8.13	8.16	2	1	2		
no.22	4.27	9.81	2.30	0.89	0.04	0.05	5.44	0.11	5.55	4.27	4.31	2	1	3		
no.23	11.06	25.43	2.30	2.89	0.14	0.05	8.17	0.28	8.45	16.98	17.13	1	2	5		
no.24	11.66	26.83	2.30	3.03	0.15	0.05	5.88	0.29	0.08	6.25	20.58	20.73	0	0	5	
no.25	13.51	31.08	2.30	0.90	0.04	0.05	6.49	0.34	0.08	6.90	24.18	24.22	0	2	4	
no.26	3.10	7.14	2.30	0.00	0.00		3.53	0.08	3.60	3.53	3.53	0	0	3		
no.27	10.00	23.00	2.30	0.65	0.03	0.05	5.21	0.25	0.08	5.54	17.46	17.49	1	0	4	
no.28	9.62	22.13	2.30	3.33	0.17	0.05	4.70	0.24	0.08	5.02	17.11	17.27	0	0	4	
no.29	7.59	17.46	2.30	1.31	0.07	0.05	4.04	0.19	4.23	13.23	13.30	1	0	3		
no.30	8.25	19.02	2.31	1.92	0.10	0.05	9.29	0.21	9.50	9.52	9.62	2	4	4		
no.31	11.74	27.00	2.30	0.52	0.03	0.05	6.72	0.29	7.01	19.99	20.02	1	3	3		
no.32	9.48	21.80	2.30	1.76	0.09	0.05	6.49	0.24	6.72	15.08	15.17	0	2	4		
no.33	6.03	13.86	2.30	2.00	0.10	0.05	8.74	0.15	8.89	4.97	5.07	1	0	7		
no.34	10.96	25.21	2.30	1.49	0.07	0.05	8.17	0.27	8.45	16.76	16.84	1	2	5		
no.35	11.72	26.95	2.30	0.69	0.03	0.05	7.28	0.29	0.08	7.65	19.30	19.33	1	1	5	
no.36	7.44	17.12	2.30	1.39	0.07	0.05	7.00	0.19	7.18	9.94	10.01	1	2	4		
no.37	2.70	6.22	2.30	0.00	0.00		4.55	0.07	4.62	1.60	1.60	2	0	3		
no.38	2.03	4.68	2.30	0.00	0.00		3.37	0.05	3.42	1.25	0.40	2	0	2		
no.39	8.98	20.66	2.30	1.13	0.06	0.05	7.56	0.23	7.79	12.88	12.93	1	0	6		
no.40	3.39	7.80	2.30	0.00	0.00		7.56	0.09	7.65	0.15	0.15	1	0	6		
no.41	3.50	8.06	2.30	1.69	0.08	0.05	8.17	0.09	8.26		-203	1	2	5		
no.42	2.17	4.98	2.30	0.00	0.00		4.65	0.05			-281	1	2	2		
no.43	3.60	8.29	2.30	0.92	0.05	0.05	8.91	0.09			-715	4	3	4		
no.44	3.26	7.51	2.30	0.28	0.01	0.05	7.28	0.08			-145	1	1	5		
no.46	0.61	1.41	2.30	0.00	0.00		2.35	0.02			-955	0	0	2		
計	335.38	771.39		59.29	2.96		290.85	8.38	0.88	278.39	472.68	474.65	-2299	54	48	188
平均			2.30													
分散			0.00000077													

○no.2840 八條村『昭和二十四年度主食供出割当簿 伊草』より
 ○グレー部は一部保有農家

下段の「雑穀」の項目にあった。「供出可能量」1列目と2列目の差は下段雑穀欄に示されている雑穀「供出量」(供③)に等しかった。この年度の割当表の特徴が麦、雑穀について記入があるのが特徴であると既に述べたが、同村では甘藷や馬鈴薯の供出も行われているにも拘らず、これらに関しては記載がない。また雑穀の供出については実際の生産量を米石に換算する計算が必要であるが、そうしたことが行われた形跡がない。表5をもとに「雑穀」の項を詳しくみると、「反当収量」は全て0.05石(5升)で統一されている。また(実②)と(供③)の数値が等しく、保有量の計算がない。さらに(実②)の数値は上段(耕②)の数値と「反当収量」0.05石との積となっていることがわかった。

以上から次のような推測が成り立つ。1949年度の供出についても、当初の算出供出量の計算では村からの割当量を満たすことはできなかった。しかし、前年のような一部保有農家にも一律な反別割「責任供出」や、想定反収の引上げは行われず、別の方法での供出量積み増し方法が模索された。結果として採用されたのは、畑面積に対する割当である。(耕②)は各農家の畑地面積であった。米穀供出は陸稲等を除き、本来田地のみに割り当てるのが筋であるが、畑地での野菜の供出については、統制が緩かったこともあり、都市近郊農村である八條村においては、畑からの野菜収入が期待できた。従って、畑地面積に反別5升の米供出を機械的に割り当てたのである。この方式も畑地を対象とする一種の反別割であるが、昨年(1948)の田地に対する反別割「責任供出」により、供出対象となった一部保有農家は対象となっておらず、米作供出農家のみが対象とされた点、都市近郊で一定の野菜作が展開していた八條村においては、畑地からの所得がそれなりに見込まれたであろう点から

考えると、相対的に合理的な割当方法であったといえるかもしれない。前年の「責任供出」による割当量補填の方式に批判が高まったための措置ではないかと推測されるのである。

ただ1949年度というのは、前述のように事前割当制が採用されている年度である。この畑面積の反別割が、事前割当の段階での調整であるのか、事後補正で超過供出が発生しているのか、については確認できなかった。しかし事前割当制下での超過供出割当は食糧確保臨時措置法で禁じられており、それを占領軍が否定するのは1949年末のことであるから、この表での解釈は前者の可能性の方が高いと考える。だとすればその後の補正がこの表には反映されていないことになる。事後補正はなされなかったのか、それとも史料に反映されていないのか、今回は確認できなかった。

1950年度供出：耕地面積、家族員数の再調査

1950(昭和25)年度供出は、事前割当制最後の年度であった。図6の個人割当表の様式は、耕作面積や麦類、雑穀に関する記入欄が田畑別に区切られている。これは前年度までなかった様式であり、49年度の畑地面積反別割導入の影響である可能性がある。しかし、実際にはこれら田畑区分は有効に活用されておらず、畑部分には記入がない。唯一昨年に引き続き雑穀の項に供出量が記載されている。これは49年度の数字が計算プロセス抜きでそのまま掲載されており、前年度の畑面積反別割(反当5升)は引き続き割当に追加されていたとも考えられるが、上段の供出可能量にこの数値は反映されておらず、記載はされたものの、実際には供出量には含まれなかった、あるいは超過供出用に保留されたものと推測される。

同年度供出割当計算について、特徴と言えることは、多くの数値が2列に記載されているこ

図6 伊草集落1950年度供出割当表様式

一. 主要食糧, 耕作面積, 実収高, 種子用所要量

氏名欄 ○○○○

耕作面積	等級	地積	反当収量	実収量	実収高計	飯量	種子	飼料	保有計	供出可能量	補正量	供出高
田	6911				15876	6819	152		6971	8905		
畑					15843	6819	153		6972	8871		
計												

種別 作物名	作付面積	反当収量	実収高	飯量	種子	飼料	保有量	供出可能量	補正量	供出高
大麦 田										
畑										
小麦 田										
畑										
雑穀 畑								94		

二. 家族構成人員

三. 家畜頭数

年齢	0才~4才	5才~14才	15才~	計
保有量		3	3	6
		2943	3876	6819

馬	頭
牛	頭

562 981 1292

○NO.2810 八條村『昭和二十五年供米割当簿(伊草)』より

とである。主要な変更があるのは①「耕作面積」、②「実収高」、③「飯量」(保有)である。この3つの数値調整には相互に相関がなく、機械的な操作もない。このうち耕作面積と保有量については、集落調査の結果、データが修正されたものと推測される。特に保有量については、この50年度から自家保有量算定の基準となる、家族構成人員の年齢区分が変更されたことが影響を及ぼしたと思われる。これまで八條村では1~7歳、8~15歳、16歳以上の3等級で計算されていたが、1950年度から1~4歳、5~14歳、15歳以上の3等級に変化している。保有量そのものは成人一人一日約3.5合と水準に大きな違いはなかったものの、この区分調整の過程で、集落内で家族人数の再確認が行われ、家族人数の修正が行われたものと考えられる。耕地面積の変動についても、同年度は農地改革が一段落した時期でもあり、この機会に再調査が実施され、耕作面積の変動が調整されたのではないだろうか。

従って割当表では1列目の数値は修正前、2

列目の数値は修正後の数値と考えることができる。問題は実収高の数値修正である。農家の中には「耕作面積」の修正がなくても、「実収高」は修正のあるものがあるから、これは「耕作面積」に連動して修正されたものとは考えられない。この点表6により、供出量全体の修正の中で位置付けてみよう。修正により伊草集落全体では「供出可能量」が434.2石から437.2石と、3石の増加を見ている。一方で、反収が2.29から2.28へ減少し、分散は大きく低下している。耕作面積が再調査で3.8反増加しており、やや低めで均一な反収により供出量を満たす事が可能となったものと考えられる年度である。

第3節 事後割当への復帰と供出制度の緩和(1951-1953年度供出)

1951年度供出：均一反収への移行

食確法は3年間の時限立法であったため、1951(昭和26)年3月31日をもって失効した¹⁶⁾。したがって事前割当制度も50年度供出

表6 伊草集落1950年度供出

農家番号	耕作面積		実収		反収①	反収②	飯量		種子		飼料	供出		家族員数		
	①	②	①	②			①	②	①	②		①	②	0~4	5~14	15~
n o .01	6.94	6.94	15.88	15.84	2.29	2.28	6.82	6.82	0.15	0.15		8.91	8.87	0	3	3
n o .02	12.21	12.21	27.91	27.90	2.29	2.28	9.30	9.30	0.27	0.27	0.10	18.24	18.23	1	1	6
n o .03	4.75	5.99	10.90	13.66	2.29	2.28	10.59	11.15	0.10	0.13		2.85	2.38	2	1	7
n o .04	11.86	13.26	27.14	30.26	2.29	2.28	7.02	7.02	0.26	0.29		19.76	22.85	1	0	5
n o .05	3.49	3.68	8.05	8.39	2.30	2.28	5.42	4.13	0.08	0.08	0.10	2.55	4.18	1	1	2
n o .06	3.83	3.83	8.78	8.75	2.29	2.28	4.13	4.59	0.08	0.09		4.57	4.08	2	1	2
n o .07	6.09	6.16	13.98	14.06	2.30	2.28	7.02	4.44	0.13	0.14		7.82	9.48	1	0	3
n o .08	13.60	13.53	31.07	30.90	2.28	2.28	11.26	9.97	0.30	0.30	0.10	19.43	20.54	1	3	5
n o .09	11.49	11.44	26.10	26.13	2.27	2.28	8.00	8.00	0.25	0.25		17.95	17.87	1	1	5
n o .10	5.22	4.83	11.94	11.02	2.29	2.28	7.44	7.44	0.12	0.11		4.39	3.48	0	1	5
n o .11	3.70	3.68	8.45	8.40	2.28	2.28	5.53	5.53	0.08	0.08		2.85	2.79	0	3	2
n o .12	6.92	6.95	15.83	15.86	2.29	2.28	6.15	6.15	0.15	0.15		9.53	9.56	0	1	4
n o .13	7.62	7.66	17.44	17.49	2.29	2.28	4.69	5.98	0.17	0.17	0.10	12.48	11.24	2	1	3
n o .14	2.83	2.86	6.49	6.53	2.29	2.28	6.29	6.29	0.06	0.06		0.13	0.18	2	0	4
n o .15	8.86	8.73	20.30	19.95	2.29	2.28	7.44	8.00	0.20	0.19	0.10	12.66	11.65	1	1	5
n o .16	8.68	8.64	19.90	19.74	2.29	2.28	7.69	7.69	0.19	0.19		12.02	11.86	1	2	4
n o .17	8.49	8.64	19.46	19.74	2.29	2.28	6.65	6.65	0.19	0.19	0.10	12.53	12.79	2	3	2
n o .18	12.03	11.85	27.52	27.06	2.29	2.28	10.59	10.59	0.25	0.26		16.68	16.21	1	1	7
n o .19	7.22	7.18	16.51	16.39	2.29	2.28	7.44	7.44	0.16	0.16		8.91	8.79	0	1	5
n o .20	8.18	8.67	18.76	19.81	2.29	2.28	8.98	9.55	0.18	0.19	0.10	9.49	9.97	2	2	5
n o .21	8.68	8.68	19.89	19.82	2.29	2.28	4.69	4.69	0.19	0.19		15.01	14.94	2	1	2
n o .22	4.35	4.38	9.97	9.99	2.29	2.28	6.40	6.40	0.10	0.10		3.47	3.49	1	2	3
n o .23	11.07	10.90	25.35	24.88	2.29	2.28	8.98	8.98	0.24	0.24		16.12	15.66	1	2	5
n o .24	11.66	11.64	26.68	26.59	2.29	2.28	6.46	6.46	0.26	0.26	0.10	19.86	19.77	0	0	5
n o .25	13.42	12.53	30.67	28.62	2.29	2.28	7.13	7.13	0.29	0.28	0.10	23.16	21.11	0	2	4
n o .26	3.10	3.13	7.09	7.15	2.29	2.28	3.88	1.29	0.07	0.07		3.15	5.79	0	0	1
n o .27	10.30	10.00	23.54	22.86	2.28	2.28	6.29	6.29	0.23	0.22	0.10	16.92	16.24	2	0	4
n o .28	9.51	9.22	21.73	21.06	2.29	2.28	5.73	7.02	0.19	0.20	0.10	15.71	13.74	1	0	5
n o .29	7.57	7.57	17.36	17.28	2.29	2.28	4.86	6.71	0.17	0.17		12.33	10.41	1	1	4
n o .30	8.25	8.25	18.88	18.85	2.29	2.28	11.05	9.76	0.18	0.18		7.64	8.91	0	6	3
n o .31	12.89	12.92	29.52	29.53	2.29	2.28	8.11	8.11	0.28	0.29		21.12	21.13	0	3	4
n o .32	9.46	9.56	21.67	21.83	2.29	2.28	5.84	5.84	0.21	0.21		15.62	15.78	0	2	3
n o .33	6.02	6.03	13.77	13.77	2.29	2.28	9.61	8.31	0.13	0.13		4.03	5.32	1	0	6
n o .34	10.94	11.11	25.03	25.38	2.29	2.28	8.98	9.55	0.23	0.25		15.82	15.59	2	2	5
n o .35	11.41	11.73	26.08	26.80	2.29	2.29	8.00	8.00	0.25	0.26	0.10	17.73	18.44	1	1	5
n o .36	6.97	7.13	15.97	16.28	2.29	2.28	8.25	8.25	0.15	0.16		7.56	7.87	2	2	4
n o .37	2.70	2.70	6.18	6.18	2.29	2.28	5.00	5.00	0.06	0.06		1.12	1.12	2	0	3
n o .38	2.03	2.03	4.67	4.64	2.30	2.28	3.71	3.71	0.04	0.05		0.82	0.89	2	0	2
n o .39	8.98	9.08	20.59	20.74	2.29	2.28	8.73	8.73	0.20	0.20		11.66	11.81	0	1	6
n o .40	3.39	3.39	7.81	7.73	2.30	2.28	8.88	7.65	0.07	0.08				2	0	6
n o .41	3.44	3.36	7.89	7.67	2.29	2.28	9.30	7.60	0.08	0.08				1	1	6
n o .42	2.17	2.56	5.00	5.85	2.31	2.28	5.11	5.11	0.05	0.06		0.68		1	2	2
n o .43	3.41	3.74	7.79	8.53	2.29	2.28	11.20	8.45	0.08	0.08				2	5	4
n o .44	3.26	3.26	7.50	7.45	2.30	2.28	8.00	7.32	0.07	0.07				1	1	5
n o .45	2.08	2.08	4.74	4.74	2.28	2.28	4.60	4.60	0.05	0.05		0.09	0.09	2	1	2
n o .46	0.61	1.78	1.41	4.04	2.30	2.28	2.58	2.58	0.01	0.04		1.48	1.41	0	0	2
計	331.71	335.47	759.15	766.11			329.82	320.28	7.22	7.40	1.20	434.17	437.18	48	62	185
平均					2.29	2.28										
分散					0.0000385	0.0000038										

○No.2810 八條村『昭和二十五年年度供米割当簿（伊草）』より

○グレー部は一部保有農家

をもって終了し、51年度供出は再び事後割当制となった。図7に示される、伊草集落割当表様式の前年度からの変更は、①畑や米以外の作物についての記入欄が消滅したこと、②「等級」「地積」「反当収量」欄など農地の地力等級に関わる記入欄が消滅したことである。①については、1951年3月に雑穀の統制が全面撤廃されたことの影響であると考えられる¹⁷⁾。②については、後述する。

実際の数値記入に付いては、この年度も2列による数値記入が行なわれている。1列目では「耕作面積」「実収高」「種子」(保有)のみが記載されている¹⁸⁾。2列目には「実収高」と「飯量」の項が記載され、「保有計」が算出され、「供出可能量」が算出されている。加工した表7によると、1列目の実収高(実①)は、耕作面積から算出される反当収量は2.26石で完全に統一(分散は0.003合)されている。50年度供出が小さいながらも分散のある反当収量から実収高を算出していた計算とは完全に異質である。数値そのものは前年2.28石に比べればやや緩和といえるが、事後割当制に復帰したにも拘らず、地力等級の反映されない一律計算で供出量が算出されている。

次に2列目の実収高(実②)と耕作面積から計算した反収はやはり一律2.14石で統一されている。不作による収穫量減少というよりは、割

当自体の緩和ということができらるだろう。

1列目と2列目の関係についてだが、1列目の数値では家族人数や最終的な供出量が算出されていないことから、この列は前年の事前割当の慣習で事前に計算がなされていたものと考えられる。2列目は事後割当による集落割当が確定した後に改めて算出したものと考えられる。ただし事後割当であるからといって、2列目の反収も一律の数値であることからわかるように、もはや各農家の作況を調査する、もしくは申告を受け割当に反映することはなくなっていたといつてよい。

割当量そのものが減少したことにより、供出制度を巡る緊張感が低下したためか、もしくは1948、49年度のような反別割に比べれば、面積一律反収の方が受け入れられ易かったのかもしれない。いずれにせよ、もはや供出割当において、個々の農家の地力等級の格差は割当に反映されなくなっており、様式からの耕地地力等級項目が削除されたことも、こうした傾向を裏付けるものであったと考えられるのである。

1952年度供出

1952(昭和27)年度供出については集落別に個人割当表が残存していないが、村全体で取りまとめた個人割当表が存在するのでこれを分析してみることにする¹⁹⁾。図8の様式の特徴と

図7 伊草集落1951年度供出割当表様式

1. 主要食糧, 耕作面積, 実収高, 種子用, 所要量

	耕作面積	実収高	飯量	種子	飼料	保有計	供出可能量	補正量	供出高
田	6312	実① 14328		139					
		実② 13568	6,393			6,532	7,036		

2. 家族構成人員(満年齢)

年齢	0才～4才	5才～14才	15才以上	計
保有量		3	3	6
		2,766	3,627	6,393

3. 家畜頭数

馬	頭
牛	頭

○NO.2830 『昭和26年度 供出割当基本個人表 伊草』より

表7 伊草集落1951年度供出割当

農家番号	耕作面積 (反)	実収① (石)	反収①	実収②	反収②	種子	飯量	供出可能量	要還元量	家族員数		
										0~4	5~14	15~
no.01	6.34	14.33	2.26	13.57	2.14	0.14	6.40	7.04		0	3	3
no.02	12.02	27.17	2.26	25.72	2.14	0.26	10.44	15.02		2	1	7
no.03	5.99	13.54	2.26	12.82	2.14	0.13	10.44	2.25		2	1	7
no.04	14.41	32.57	2.26	30.84	2.14	0.32	6.57	23.95		1	0	5
no.05	2.46	5.56	2.26	5.26	2.14	0.05	4.39	0.82		2	1	2
no.06	6.40	14.46	2.26	13.70	2.14	0.14	4.39	9.16		2	1	2
no.07	3.76	8.50	2.26	8.05	2.14	0.08	4.15	3.81		1	0	3
no.08	13.53	30.58	2.26	28.95	2.14	0.30	9.62	19.03		1	2	6
no.09	12.35	27.91	2.26	26.43	2.14	0.27	8.02	18.14		2	1	5
no.10	6.08	13.74	2.26	13.01	2.14	0.13	7.49	5.38		1	1	5
no.11	3.68	8.32	2.26	7.88	2.14	0.08	5.47	2.32		0	2	3
no.12	6.95	15.71	2.26	14.87	2.14	0.15	5.76	8.96		0	1	4
no.13	7.66	17.31	2.26	16.39	2.14	0.17	5.60	10.62		2	1	3
no.14	2.86	6.46	2.26	6.12	2.14	0.06	5.89	0.17		2	0	4
no.15	8.73	19.73	2.26	18.68	2.14	0.19	7.78	10.71		1	0	6
no.16	8.55	19.32	2.26	18.30	2.14	0.19	6.00	12.11		1	2	3
no.17	9.59	21.67	2.26	20.52	2.14	0.21	6.52	13.79		2	2	3
no.18	13.62	30.78	2.26	29.15	2.14	0.30	10.44	18.41		2	1	7
no.19	7.18	16.23	2.26	15.37	2.14	0.16	7.25	7.95		0	0	6
no.20	8.67	19.59	2.26	18.55	2.14	0.19	8.94	9.42		2	2	5
no.21	3.96	8.95	2.26	8.47	2.14	0.09	2.94	5.44		1	0	2
no.22	4.38	9.90	2.26	9.37	2.14	0.10	6.00	3.28		1	2	3
no.23	10.90	24.63	2.26	23.33	2.14	0.24	8.81	14.28		0	3	5
no.24	11.52	26.04	2.26	24.65	2.14	0.25	6.05	18.36		0	0	5
no.25	11.73	26.51	2.26	25.10	2.14	0.26	7.49	17.35		1	1	5
no.26	3.13	7.07	2.26	6.70	2.14	0.07	1.21	5.42		0	0	1
no.27	10.00	22.60	2.26	21.40	2.14	0.22	5.89	15.29		2	0	4
no.28	9.22	20.84	2.26	19.73	2.14	0.20	5.36	14.17		1	0	4
no.29	7.57	17.11	2.26	16.20	2.14	0.17	6.28	9.75		1	1	4
no.30	8.23	18.60	2.26	17.61	2.14	0.18	9.16	8.27		0	6	3
no.31	10.98	24.81	2.26	23.50	2.14	0.24	7.60	15.65		0	3	4
no.32	9.56	21.61	2.26	20.46	2.14	0.21	5.47	14.78		0	2	3
no.33	3.35	7.57	2.26	7.17	2.14	0.07	7.78	0.00	-0.68	1	0	6
no.34	11.11	25.11	2.26	23.78	2.14	0.24	9.23	14.30		2	1	6
no.35	12.02	27.17	2.26	25.72	2.14	0.26	8.18	17.28		0	1	6
no.36	7.13	16.11	2.26	15.26	2.14	0.16	8.26	6.84		3	2	4
no.37	2.70	6.10	2.26	5.78	2.14	0.06	5.08	0.64		1	1	3
no.38	2.03	4.59	2.26	4.34	2.14	0.05	3.87	0.43		1	1	2
no.39	9.08	20.52	2.26	19.43	2.14	0.20	8.18	11.06		0	1	6
no.40	3.31	7.48	2.26	7.08	2.14	0.07	9.36	0.00	-2.35	4	0	6
no.41	3.36	7.59	2.26	7.19	2.14	0.07	7.49	0.00	-0.38	1	1	5
no.42	2.46	5.56	2.26	5.26	2.14	0.05	5.31	0.00	-0.10	2	2	2
no.43	3.74	8.45	2.26	8.00	2.14	0.08	10.79	0.00	-2.86	2	4	5
no.44	3.26	7.37	2.26	6.98	2.14	0.07	6.81	0.09		2	1	4
no.45	2.70	6.10	2.26	5.78	2.14	0.06	4.39	1.33		2	1	2
no.46	1.16	2.62	2.25	2.48	2.13	0.03	2.42	0.04		0	0	2
計	329.43	744.47		704.95		7.25	310.96	393.13		54	56	191
平均			2.26		2.14							
分散			0.000003		0.000003							

○No.2830伊草『昭和26年度 供出割当基本個人表』

しては①数値の修正等がなされていない、②家族人数等、保有の詳細データの欄が存在しない、③「超過供出」「責任供出」「調整量」「供出決定量」等の新しい項目が存在することなどがある。この中で①と②については、村の集計ということで省略されている可能性もある。ちなみに自家保有の基準について、同年の八條村「昭和二十七年産米供出割当算出基本方針に関する件」では反収2.03石、保有量1～4才1日1.44合、5～14才1日2.53合、15才以上1日3.31合、種子反当22合とされたことが記されている。問題は③の4つの新項目の位置付けとなろう。この点を相互の数値の関連から検討してみたい。相互の関連性は次のようになる。

第1式：生産量－(飯量＋種子)＝供出可能量

第2式：供出可能量－超過供出量＝責任供出

第3式：責任供出－調整量＝供出決定量

つまり供出可能量(算出供出量)に対し、「超過供出量」と「調整量」を加減したものが最終的な供出決定量となっているのである。表8によると供出可能量算出の基礎となっている反当収穫量は、基本的に2.03石から2.04石の間に収まっており、前年に比べて緩和が見られるが、分散は0.014合と、前年よりもややばらつきが見られ、一律反収が設定されているわけではなかったようである。

次に「超過供出量」だが、食確法下の事前割当制の元では、割当決定後の超過供出割当は禁じられていた(任意での超過供出は勿論認められる)。これについては、占領軍の介入により1949年12月に食確法がポツダム政令の形で改正され、超過供出割当が1950年度供出より復活し

ていたが²⁰⁾、食確法の失効により、様式上も正式に登場したものと考えられる。しかしこの年度について言えば、「超過供出」の欄に記入された数値は供出可能量から差引かれている。実態としては減額補正であったのだろう。数値の算出方法については、「供出可能量」の一律6.8%(石当684勺)であった。「供出可能量」からこの「超過供出」を差引いた数値が「責任供出量」と表記された。この責任供出という語は1948年度供出にも登場した語であるが、この52年度とは意味するところが異なる。48年度での「責任供出量」は、一部保有農家を含めた全農家に反当0.02石(2升)の供出を割り当てたものであったが、52年度のそれは、通常の供出可能量に、超過供出(この年度の実態は減額補正)を加減した数値として表されている。

最後に問題となるのは「調整量」の決定方法である。この数値も減額補正としての性格もっているが、数値の算出基準が一見判明しない。耕作面積や、生産量、供出可能量などとの関係で、一律の算定方法が取られた形跡がない。このように集落内レベルでは手がかりがないのであるが、同年の集落別割当に手がかりが見られる。この集落割当では、「調整米検見」「調整米大広戸」という2つの要素により調整が行われている。「大広戸」が何を意味するのか、今回判明しなかったが、恐らくは特定の低収量地域を意味する語であろう。この年度の部落割当では、検見や地域による作況格差の補正が行われているのであり、集落内部においてもこの種の補正が「調整米」の項目でなされたものと考えられよう。

図8 伊草集落1952年度供出割当表様式

番号	種別	耕作面積	生産量	種子	飯量	保有計	供出可能量	超過供出	責任供出	調整量	供出決定量
	氏名										
1	〇〇〇〇	6312	12902	139	6393	6532	6370	475	5895	235	5660

○No.2816八條村『昭和二十七年産米供出割当関係』より

表8 伊草集落1952年度供出割当

農家番号	耕作面積 (反)	反収 (石)	生産量	飯量	保有計	供出可能量	超過供出	責任供出	調整量	供出決定量	要還元量
no.01	6.34	2.04	12.90	6.39	6.53	6.37	0.48 7.5%	5.90	0.24	5.66	
no.02	12.02	2.04	24.46	10.83	11.10	13.36	0.91 6.8%	12.45	0.44	12.01	
no.03	5.99	2.04	12.19	11.25	11.38	0.81	0.06 6.8%	0.75	0.00	0.75	
no.04	14.41	2.03	29.32	7.78	8.10	21.23	1.45 6.8%	19.78	1.03	18.75	
no.05	2.46	2.03	5.01	4.79	4.84	0.16	0.01 6.7%	0.15	0.00	0.15	
no.06	6.40	2.04	13.02	4.79	4.93	8.10	0.55 6.8%	7.54	0.22	7.32	
no.07	3.76	2.03	7.65	4.15	4.24	3.42	0.23 6.8%	3.18	0.13	3.05	
no.08	13.48	2.03	27.43	9.62	9.92	17.51	1.20 6.8%	16.31	0.50	15.81	
no.09	12.35	2.03	25.13	8.02	8.29	16.84	1.15 6.8%	15.69	0.52	15.17	
no.10	6.08	2.04	12.37	8.99	9.12	3.25	0.22 6.8%	3.03	0.27	2.76	
no.11	3.48	2.03	7.08	5.47	5.55	1.53	0.10 6.8%	1.43	0.13	1.30	
no.12	6.95	2.04	14.14	5.76	5.91	8.23	0.56 6.8%	7.67	0.30	7.37	
no.13	7.66	2.04	15.59	5.60	5.77	9.82	0.67 6.8%	9.15	0.35	8.80	
no.14	2.86	2.03	5.82	5.89	5.95	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.13
no.15	8.73	2.01	17.57	8.31	8.50	9.07	0.64 7.1%	8.42	0.28	8.14	
no.16	8.55	2.03	17.40	6.39	6.58	10.82	0.74 6.8%	10.08	0.46	9.62	
no.17	9.59	2.04	19.52	7.45	7.66	11.86	0.81 6.8%	11.05	0.49	10.56	
no.18	13.46	2.03	27.39	10.83	11.13	16.26	1.11 6.8%	15.15	0.56	14.59	
no.19	7.18	2.03	14.61	8.46	8.62	5.99	0.41 6.8%	5.58	0.25	5.33	
no.20	8.67	2.03	17.64	8.94	9.13	8.51	0.58 6.8%	7.93	0.46	7.47	
no.21	3.96	2.04	8.06	1.74	1.82	5.32	0.36 6.8%	4.95	0.14	4.81	
no.22	4.38	2.04	8.91	6.39	6.49	2.42	0.17 6.8%	2.26	0.16	2.10	
no.23	10.90	2.04	22.18	8.81	9.05	13.13	0.90 6.8%	12.23	0.43	11.80	
no.24	11.52	2.04	23.44	6.05	6.30	17.15	1.17 6.8%	15.97	0.46	15.51	
no.25	10.86	2.04	22.10	7.49	7.73	14.37	0.98 6.8%	13.39	0.46	12.93	
no.26	3.13	2.03	6.37	1.21	1.28	5.09	0.35 6.8%	4.74	0.11	4.63	
no.27	3.69	2.04	7.51	6.28	6.37	1.14	0.08 6.8%	1.07	0.01	1.06	
no.28	8.72	2.03	17.72	6.57	6.77	11.99	0.82 6.8%	11.17	0.39	10.78	
no.29	7.57	2.04	15.41	6.28	6.45	8.95	0.61 6.8%	8.34	0.29	8.05	
no.30	8.23	2.03	16.75	9.16	9.34	7.41	0.51 6.8%	6.90	0.35	6.55	
no.31	10.98	2.03	22.34	7.89	8.13	14.21	0.97 6.8%	13.24	0.35	12.89	
no.32	9.56	2.04	19.46	5.76	5.97	13.49	0.92 6.8%	12.57	0.36	12.21	
no.33	3.35	2.04	6.82	7.78	7.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-1.04
no.34	11.11	2.04	22.61	9.62	9.87	12.74	0.87 6.8%	11.87	0.52	11.35	
no.35	11.91	2.03	24.24	8.18	8.44	15.80	1.08 6.8%	14.72	0.42	14.30	
no.36	6.86	2.04	13.96	9.47	9.62	4.34	0.30 6.8%	4.05	0.25	3.80	
no.37	2.70	2.03	5.50	5.08	5.13	0.36	0.02 6.6%	0.34	0.01	0.33	
no.38	2.03	2.03	4.13	3.87	3.91	0.22	0.02 6.8%	0.21	0.01	0.20	
no.39	9.08	2.03	18.48	8.18	8.38	10.10	0.69 6.8%	9.41	0.31	9.10	
no.40	3.31	2.04	6.74	7.62	7.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.96
no.41	3.36	2.03	6.84	7.78	7.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-1.02
no.42	2.46	2.03	5.01	6.00	6.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-1.05
no.43	3.74	2.04	7.61	11.18	11.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-3.65
no.44	3.26	2.03	6.63	7.10	7.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.54
no.45	2.36	2.04	4.80	4.79	4.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.04
no.46	1.16	2.03	2.36	2.42	2.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.08
計	320.61		652.21	322.40	329.46	331.37	22.71	308.66	11.65	297.02	-8.50
平均		2.03					6.8%				
分散		0.000014									

○no.2816八條村『昭和二十七年年度供出割当関係』より
○グレー部は一部保有農家

図9 伊草集落1953年度供出割当表様式

1. 主要食糧耕作面積，実収高，保有量 耕作者氏名 ○○○○

耕作面積	実収高	飯量	種子	保有計	供出可能量	補正量	供出高	
田	35	19	5126	7889	78	7967	2841	

2. 家族構成人員（満年齢）

年齢別	0才-4才	5才-14才	15才以上	計
保有量		2人	5人	7人
		1844	6045	7889

○No.2695『昭和28年産米 供出個人割当簿 伊草』より

1953年度：冷害と保有米確保

伊草集落で最後に個人割当表の残る1953（昭和28）年度は，全国的に冷害被害の発生した年であった。被害は埼玉県域においても例外ではなく，八條村においても被害のため割当量の緩和を訴える陳情書が10月17日付けで作成されている²¹⁾。このように困難を予測させる同年度供出割当表であったが，その様式と記入内容は図9のように非常にシンプルなものであった。

様式は必要最低限の「耕作面積」，「実収高」，「保有量」，「供出可能量」からなっている。様式には補正量の記入欄があるが，実際には記入されていない。ただこの年度の供出量計算については，『昭和三十八年度供米関係書類』において，全村での調整過程のデータが掲載されており，その過程で減額補正が行われている²²⁾。これら資料も参考に作成した表9において供出量を検討してみよう。

まず収穫量の算定であるが，基準となる反収の項目を見ると，一律1.44石（分散0.005合）で収穫量算出が行われていることがわかる。これは1946年度から全期間を通じて最も低い反収設定となっている。一方で保有量の算出基準は成人一日3.31合と前年並の基準で算出されている。その結果，多くの農家の生産量が自家保有米を割り込む結果となり，前年9戸に比べ遥かに多くの19戸の農家が一部保有農家に転落して

しまっている。さらに調整過程をみると，供出可能数量のうち10%が超過供出量として内数化されており，さらに「調整」の項目で減額補正が行われている。この「調整」の項目は供出量や耕作面積から機械的な操作は確認できず，前年と同様地域区分や検見によって減額補正が行われた模様である。この調整の結果割当量はさらに減少し，最終的な供出量は前年比40%の約119石の供出割当という結果になっている。この数値ももちろん，全期間を通じて最低の数値であった。

1953年度の冷害が非常に厳しいものであったことは間違いないだろう。1.44という戦後最低の反収数値がこれを示している。しかし同じように天災に見まわれた1947年度や48年度とくらべて，この年度にはある種，供出制度の緩和を思わせる内容が含まれている。まず保有量が前年水準に維持されたこと。これは自家保有米水準が減少の一途を辿った40年代後半，特に自家保有米を最終的に切り詰めなければならなかった，48年度供出の事例と比べて対照的である。

また調整量についても，検見等の個々の地域に即した数値で設定できたこと。一律割当の減額に比べ個々の農家の実情が反映可能だったことにも，供出制度の締め付けの緩和を読み取るべきだろう。冷害に応じて供出割当を緩和することが可能である程度に，日本の食糧事情が落

表9 伊草集落1953年度供出割当

農家番号	耕作面積 (反)	実収 (石)	反収	飯量	種子	供出可能	超過	義務	調整	供出量	要配給量	家族員数			
												0~4	5~14	15~	
no.01	3.56	5.13	1.44	7.89	0.08						-2.84	0	2	5	
no.02	7.28	10.48	1.44	12.04	0.16						-1.72	1	2	8	
no.03	5.99	8.63	1.44	10.04	0.13						-1.55	3	0	7	
no.04	16.24	23.39	1.44	8.31	0.36	14.72	1.12	11.08	10.1%	2.52	12.20	2	0	6	
no.05	2.46	3.54	1.44	5.31	0.05						-1.83	2	2	2	
no.06	6.22	8.96	1.44	5.08	0.14	3.75	0.25	2.45	10.1%	1.05	2.70	1	1	3	
no.07	3.76	5.41	1.44	4.15	0.08	1.18	0.05	0.45	10.1%	0.68	0.50	1	0	3	
no.08	13.53	19.48	1.44	9.62	0.30	9.56	0.69	6.81	10.1%	2.06	7.50	1	2	6	
no.09	12.35	17.78	1.44	8.02	0.27	9.49	0.72	7.08	10.1%	1.69	7.80	2	1	5	
no.10	6.42	9.25	1.44	8.31	0.14	0.80	0.07	0.73	10.1%		0.80	2	0	6	
no.11	3.53	5.08	1.44	5.47	0.08						-0.47	0	2	3	
no.12	8.04	11.58	1.44	4.55	0.18	6.85	0.50	4.90	10.1%	1.45		0	1	3	
no.13	7.66	11.03	1.44	6.00	0.17	4.86	0.35	3.45	10.1%	1.06	3.80	1	2	3	
no.14	2.86	4.12	1.44	6.28	0.06						-2.23	1	1	4	
no.15	9.20	13.25	1.44	9.75	0.20	3.30	0.31	2.99	10.2%		3.30	2	0	6	
no.16	8.55	12.31	1.44	6.39	0.19	5.73	0.39	3.81	10.1%	1.53	4.20	0	3	3	
no.17	9.90	14.26	1.44	7.73	0.22	6.31	0.43	4.27	10.1%	1.61	4.70	2	2	4	
no.18	13.13	18.91	1.44	11.12	0.29	7.50	0.57	5.62	10.1%	1.31	6.19	1	1	8	
no.19	7.18	10.34	1.44	8.46	0.16	1.72	0.06	0.64	10.1%	1.02	0.70	0	0	7	
no.20	8.65	12.46	1.44	9.34	0.19	2.93	0.16	1.60	10.1%	1.17	1.76	1	3	5	
no.21	3.96	5.70	1.44	2.66	0.09	2.96	0.14	1.36	10.1%	1.46	1.50	1	1	1	
no.22	4.38	6.31	1.44	6.39	0.10					0.00		-0.18	0	3	3
no.23	10.90	15.70	1.44	7.60	0.24	7.85	0.54	5.36	10.1%	1.95	5.96	0	3	4	
no.24	11.49	16.55	1.44	7.78	0.25	8.51	0.62	6.08	10.1%	1.81	6.70	1	0	6	
no.25	11.73	16.89	1.44	8.02	0.26	8.61	0.69	6.81	10.1%	1.11	7.50	2	1	5	
no.26	3.13	4.51	1.44	1.21	0.07	3.23	0.23	2.27	10.1%	0.73	2.50	0	0	1	
no.27	3.23	4.65	1.44	6.81	0.07					0.00		-2.23	2	1	4
no.28	9.78	14.08	1.44	7.10	0.22	6.77	0.50	4.90	10.1%	1.37	5.40	2	0	5	
no.29	7.57	10.90	1.44	6.28	0.17	4.45	0.29	2.82	10.1%	1.35	3.10	1	1	4	
no.30	8.23	11.85	1.44	9.73	0.18	1.94	0.05	0.45	10.1%	1.44	0.50	0	4	5	
no.31	11.18	16.10	1.44	6.68	0.25	9.17	0.63	6.17	10.1%	2.37	6.80	0	2	4	
no.32	9.56	13.77	1.44	4.55	0.21	9.01	0.66	6.36	10.4%	1.81	7.20	0	1	3	
no.33	2.65	3.82	1.44	5.60	0.06							-1.84	2	1	3
no.34	5.05	7.29	1.44	7.73	0.11							-0.56	2	2	4
no.35	11.91	17.19	1.44	8.18	0.26	8.76	0.64	6.36	10.1%	1.76	7.00	0	1	6	
no.36	7.13	10.34	1.45	9.86	0.16	0.32				0.32		2	3	5	
no.37	3.76	5.41	1.44	5.08	0.08	0.26	0.02	0.23	10.3%		0.26	1	1	3	
no.38	2.03	2.92	1.44	3.87	0.05							-0.99	1	1	2
no.39	4.06	5.85	1.44	8.18	0.09							-2.42	0	1	6
no.40	3.31	4.77	1.44	8.02	0.07							-3.33	2	1	5
no.41	3.06	4.41	1.44	6.57	0.07							-2.23	1	0	5
no.42	5.90	8.50	1.44	4.79	0.13	3.58	0.25	2.45	10.1%	0.88	2.70	1	2	2	
no.43	3.74	5.39	1.44	11.47	0.08							-6.16	1	4	6
no.44	4.34	6.25	1.44	8.70	0.10							-2.55	1	1	6
no.45	2.36	3.40	1.44	4.79	0.05							-1.44	1	2	2
no.46	1.16	1.67	1.44	2.42	0.03							-0.77	0	0	2
no.47	1.18	1.70	1.44	6.24	0.03							-4.56	2	3	2
	313.29	451.26	1.44	330.16	6.89	154.11	10.91	107.51	10.1%	35.50	118.67	-39.90	49	65	201
			0.0000048												

○NO.2695『昭和28年産米 供出個人割当簿 伊草』より

○グレー部は一部保有農家

ちつきを取り戻しつつあったものと考えられるのである。

少し長い小括

伊草集落割当データの推移

以上の分析により明らかになった点をまとめてみよう。表10・表11と図10は、これまでの各年次のデータを累年で集計したものである。まず表10で示した農家戸数は1946年当初の44戸から53年の47戸まで大きな変動を見せていないが、家族員数については、出産と人口流入のためか、277人から315人への増加を見せている。家族人数の増加は自家保有量を引上げるため、算出供出量を抑圧する効果をもった。さらに農家戸数の構成の中では供出農家と非供出の一部保有農家の構成比に注目する必要がある。生産量が自家保有量に及ばず、供出力のないとされる一部保有農家は、1946年度当初、伊草集落内には10戸存在したが、1948年度には0戸となった後、51年の5戸まで当初より減少した。48年度については、責任供出制度により本来一部保有の農家に対しても反別割で供出を割り当てたためであり、その後の年度においても、事前割当

で高めの反収を設定することにより、予想収穫量を引上げ、多くの農家を集落の供出に動員したことがわかる。52年度から53年度供出にかけて非供出農家が増加に転じたことは、集落への供出圧力が緩和したシグナルであったと考えられよう。

集落の耕作面積については、1946年度当初の約326反歩から1948年度の336反歩までやや増加をみせるものの以後上げ止まり、1950年代に入るとむしろ減少傾向を見せている。単位面積当たりの割当供出制度が農家の耕地拡大意欲を減少させる効果を持ったと考えることもできる。

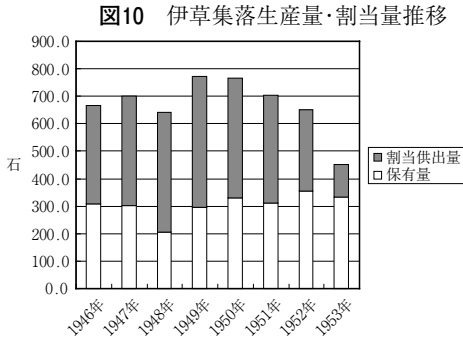
作況を測る反当収量の数値については、年次により変動があるが、これが実際の作況を示していた保証はない。事後割当制の1947年度に関してはある程度の信憑性があると考えられるが、事前割当制導入の1948年度以後の反収については、表11に示されるように極端に分散が小さく、それ以後の反収については、割当量を満たすため、均一に操作された反収である可能性が高いのである。48年度供出の事前割当の段階で数度の反収設定が行われている事例はこの推測を裏付けている。したがって集落全体の生産量について、割当表の集計値をそのまま信用すること

表10 伊草集落農家戸数と農家人口推移

年度	項目	農家戸数	供出農家	一部保有農家	家族員数			
					1～7才	8～15	16～	計
1946年度		44	34	10	41	49	187	277
1947年度		46	35	11	43	51	194	288
1948年度		42	42	0	40	49	190	279
1949年度		45	40	4	54	48	188	290
					0～4才	5～14	15～	計
1950年度		46	42	4	48	62	185	295
1951年度		46	41	5	54	56	191	301
1952年度		46	37	9				
1953年度		47	28	19	49	65	201	315

○伊草集落各年度供出割当表より集計

○1950年度から家族人数の年齢区分に変更がある。なお1952年度の数値は欠落。



は難しい。供出関連史料を用いて当時の農業経営の実態を把握することには、一定の限界があることを認めなければならない。だとすればこれら数値から読み取るべきは、集落への割当量と農家保有量の絶対値の推移である。その意味で保有量水準が大幅に切り詰められた1948年度供出が伊草集落においてもっとも厳しい局面であったことは疑うべくもない。一方1953年度の冷害による減収も厳しいものであったが、この年度は保有量に関しては平年並みの水準が認められている。この年度については供出制度の緩和を読み取るべきであろう。

個人割当表様式の変遷——記されたこと、記されなかったこと

本稿では個人割当表の様式についても分析を加えてきた。終戦直後は非常に未整備な状態であった割当表様式は、年を追って徐々に整備されていった。1946年度には自家保有量の総計や最終的な供出量の記載欄すら存在していなかった様式は、翌47年にはひと通りの必要事項欄が整備され、1948年～50年にかけては事前割当制に対応した補正量を組み込んだものに修正されていった。

このように様式は年々整備されていったものの、実際の割当表において、これら用意された項目の全てが記入されていたわけではなかった。記入欄の重要ないくつかの項目が記入されていない、もしくは記入欄の項目とは異なる数値が記載されている事例がしばしば存在したのである。これは行政側が想定した割当量算出方法と、集落レベル以下において実際に行われた算出方法との間に、乖離が存在したためである。

様式の欄を越えて記入された数値の多くは、一度集落レベルで積み上げられた「算出供出量」と村から集落到割り当てられた供出量との間に生ずるギャップを埋めるために記入された

表11 伊草集落供出割当累年データ

年次	項目	耕作面積 (反)	実収高 (石)	平均反収	反収分散	保有量計	割当供出量	保有米水準 (合/1日)		
								1～7才	8～15	16～
1946年		325.54	667.5	2.05	2.396	309.8	357.641	1.60	2.80	3.70
1947年		330.58	699.9	2.10	13.118	301.7	398.275	1.50	2.60	3.40
1948年	事前	336.00	707.6	2.08	0.076	231.6	476.022	1.40	2.45	3.22
	事後		642.2	1.94	18.960	205.2	436.928			
1949年		335.38	771.4	2.30	0.001	296.7	474.646	1.40	2.45	3.22
								0～4才	5～14	15～
1950年		335.47	766.1	2.28	0.004	328.9	437.178	1.54	2.69	3.54
1951年		329.43	705.0	2.14	0.003	311.8	393.127	1.44	2.53	3.31
1952年		320.60	652.2	2.03	0.014	355.2	297.016	1.44	2.53	3.31
1953年		313.29	451.3	1.44	0.005	332.6	118.665	1.44	2.53	3.31

○伊草集落各年度供出割当表より集計

ものが多かった。1948年度の「責任供出」、1949年度の畑地反別割のための畑地面積の記入などがこれに当たる。通常の様式上の計算方法による「算出供出量」では割当量が満たせない年次において、それを埋めるための追加的記載項目が発生し、その他数値も数度の再記入が行われ数値の調整（主として水増し）が行われた。欄外記載が多い年次、数値修正が多い年次はそれだけ割当量確保に苦しんだ年であったといえるのである。

その反面、当初より欄が用意されているにも拘らず、一度として記入されなかった項目がある。それは「(耕地)等級」や「反当収量」などの土地生産性を表す項目であった。戦後供出では戦時中の「反別割」を排するため、各農家の地力等級を反映した割当がなされるよう度々指導された。それにも拘らずこれら地力等級項目が記載されなかったのはなぜであったろうか。これには2つの解釈が可能である。一つは各農家から収穫量の申告を受ける場合、総収穫量の申請を受けるのであって、反収の申告を受けるものではなかったのだらうという点。事後割当制度の下で行われた1946年、47年度についてはこれが当てはまる。しかし1948年度以降の事前割当においては事情が異なる。事前割当量の算出において、反収の設定は不可欠である。事実、1948年～50年度の事前割当では一律の機械的な反収をもとに供出量の算出が行われ、51年度以降の事後割当復帰後も、その点は変わらなかったのである。では、なぜ事前割当制の下においても反当収量は記載されなかったのか。二つ目の解釈とは、割当量が一律の反収に基づいていることを明示することを嫌った措置ではないかとの推測である。個人割当表は公開されることが原則であった。割当表公開の場で、割当量が一律の反収に基づき計算されていることを明示した場合、各農家から算出基準に対して不

満が噴出することは容易に推測される。反収の非公開はこうした事態を嫌った措置ではないかと考えられるのである。

地力等級反映の挫折——強いられた「2つの反別割」

次に反別割について述べる。食糧供出制度の不適切な運用の表象として「反別割」は、長く象徴的な表現であり続けた。しかしその具体像の解明は、これまで充分に行われてこなかったように思われる。本来反別割とは、供出割当に限らず、税や労役負担を農家の耕作面積の広狭という、一つの要素を基準に単純配分する負担分配の方式を言う。その意味で最も極端なケースは、自家保有米の確保すら無視して、村・集落への割当量を農家耕作面積割で割り当てる手法となる。戦時期にはこのような割当が実施されたケースがみられ、「狭義の反別割」とはこのような手法を指すものであった²³⁾。

しかし戦後供出においては、自家保有米の確保を無視した、「狭義の反別割」が実施されたケースは少なく、自家保有米を確保する手法は維持されながらも、個々の農家の収穫量を、単純な一律の想定反収数値で算出し、この数値を基に割当量を算出される事例が発生した。戦後「反別割」と呼ばれた事例の多数はこちらの「広義の反別割」と呼ぶべきものだと考えられる。

いずれにせよ、戦後農村の食糧供出において、農地の地力等級問題は切実であり、八條村においては、戦後当初から地力等級を割当量に反映しようとする試みが行われてきた。事後割当が行われた1946年度においては、伊草集落内部で属地主義的上・中・下三等級区分による割当量計算が試みられた。これは途中で非常に単純化された属人主義的計算に改変され、またこの等級区分の基準となる反収は台風被害に遭った翌

年よりも低いことから、低い方向で現状を反映していなかった可能性が高い。翌47年度供出では、個々の農家の反収分散が最も大きく、作況についてのデータが最も信頼できる年度である。供出割当量は前年よりも増加していたが、この年度については、旧来の低めの三等級区分からこの農家の現状を正確に反映させる方向で、割当量の増加が実現できた年であった。

しかし食糧問題の緊迫度がさらに高まった1948年度になると、もはや現状を正しく反映した数値によっても割当量を満たすことはできなくなった。同年から導入された事前割当制では事前に想定された反収を基に割当量が算出された。事前の割当であるから、個々の農家の作況差を反映することはできず、そもそも割当量自体が、通常の算出供出計算では満たせない水準にまで増加した結果、事前割当計算における想定反収は非現実的な一律の数値で統一されるようになった。割当量が実態を離れた数値になった以上、個々の農地の具体的な作況の差異は後背に退いてしまったのである。

しかしそのような反収の水増しによっても48年度、49年度は割当量を満たす水準を算出することはできず、八條村では様々な追加措置がとられるようになった。ひとつは48年度における「責任供出」であり、もう一つは49年度の「畑地反別割」であった。この2つの割当手法は、割当量ギャップを埋めるための補助的位置付けではあったが、その性格は「狭義の反別割」であり、他の戦後割当の手法から明らかに逸脱するものとして異彩を放っている。「責任供出」は本来供出義務のない一部保有農家に供出を課し、一般の農家には同一農地に二重に割当を課する二重割当となっている。一方「畑地反別割」も本来米作をしていない畑地に割当を課する、しかも保有量を無視した反別割であり、やはり通常の割当手法から逸脱したものと言わざ

るを得ない。事前割当による一律反収の「広義の反別割」、さらに追加的措置としての田地や畑地への「狭義の反別割」、この「2つの反別割」が課された2カ年は八條村の供出における最大の危機の時代であったと言える。

しかし補足しておきたいのは、このような「反別割」は集落内部によって当初から指向されたものではなかったということである。八條村においても1946年、47年においては、地力等級を反映した割当量計算が目指されていたのであり、その後の「反別割」をもたらしたのは、事前割当制の導入と、現状から乖離した割当量の設定であった。翌50年度供出の事例にも見られたように、想定反収が均質化する「広義の反別割」が発生するのは、人為的に割当量を引き上げるための措置がとられた時なのである。したがって、広義の反別割について、その発生の原因を農村内部の封建制に求める理解は、正しいとは言えない。もちろん「狭義の反別割」は上層農に有利な逆進性を持つが、戦後広く発生した「広義の反別割」については、上からの割当量と下からの算出量のギャップを調整する過程で「強いられた」ものと理解するべきであろう。

自作農体制の危機：1948年の危機

繰り返すが、1948年度供出は八條村にとって最大の危機であった。それは単なる農家経済への圧迫のみならず、戦後農地改革により形成されつつあった戦後自作農体制の確立を脅かす意味においても「危機」であったと考えられるのである。筆者はかつて、八條村の食糧供出割当は、農地改革の恩恵を得た中農層（供出農家自作農層）を中心に担われ、彼等は自らが農地改革の恩恵を得る内在的根拠を自らの経営の公共性への奉仕、つまり食糧供出を担っている点に求め、それは同時に農地改革において、零細農

家を排除することを正当化する論理としても機能したと述べた²⁴⁾。

しかし1948年度供出において、八條村ではそれまでの供出農家のみによる供出が破綻し、新たに一部保有農家についても、供出負担を求める「責任供出」を導入したのは既に述べてきたところである。このように、零細な一部保有農家に相対的に過重な反別割供出を要求するとすれば、それは村落における供出農家自作農層の主導性そのものの自己否定につながりかねない。供出農家と非供出農家の境界線を巡って、多くの矛盾と不満が指摘されるにしても、零細農に過重なこの「責任供出」には、農地改革と食糧供出という政策補完性の崩壊をもたらしかねない要因が潜んでいたと考えられるのである。

幸いにして「責任供出」の導入は1948年度1年間のみの措置であった。49年度は畑地に割当を行うことにより一部保有農家への圧迫は緩和され、50年度以降は食糧需給の緩和により、この種の問題が長期化することはなかった。筆者は食糧供出制度と農地改革は相互補完の関係にあったと考えているが、しかし「責任供出」に象徴される48年危機はその補完関係を破壊する楔となった可能性を孕んでいたと考える。この危機が長期化しなかったことは、戦後自作農体制にとって幸運な事態であったと言えよう。

残された論点

最後に以上の分析の結果、十分に検討できずに残された論点、もしくは新たに浮上した論点として次の2点だけ挙げて今後の課題を明確にしておきたい。一つはいわゆる「闇」の問題、もう一つは「自家保有米」を巡る理解の問題である。

まず「闇」の問題であるが、八條村は水田地帯でありながら、地理的には東京都に近接する都市近郊農村であった。都内の消費者や「かつ

ぎ屋」と呼ばれた闇ブローカーがこれら近郊農村に大挙して押し寄せ、食糧の交換を願った話は「タケノコ生活」という用語とともに、戦後生活史の風景として広く知られているところである。都内から徒歩圏内にあった八條村がこうした問題と無縁であったはずはなく、「闇」販売が問題となっている資料を目にすることができる。したがって供出の困難さを考える場合、本来不作であったのか、もしくは既に闇で流れた結果、供出米が枯渇してしまったのか、について検討が必要であるが、この点を史料的に明らかにすることは非常に困難である。本稿ではこうした問題を十分に分析に組み込むことができなかった。方法の問題を含め今後の課題である。

二つ目の「自家保有米」を巡る問題も、「闇」の問題と関連する。供出割当制は、「自家保有米」を除く米の全量を、政府に売り渡すことを定めた制度であった。とすれば、農家は「飯用」として手元に残された米を全量食用に供したであろうか、恐らく答えは否であろう。当時農家の多くが闇販売に手を染めた理由として、生産物資、特に肥料・農具の価格高騰がしばしば挙げられて来た。翌年の再生産を保障するだけの物資が公定価格の配給によっては不足したため、米を販売して物資を調達する必要に迫られたのである。農家保有量の算出基準が、都市の消費者よりも遥かに多い水準で算出されているのも、こうした点を暗黙に考慮しているからと考えることができよう。

供出から除かれるこれら「自家保有米」は、農家の純粋な食用と考えるよりも、生産物資調達が必要な農家への控除部分と考えるべきではないだろうか。だとすれば保有量を単純に家族人数の消費量を基準に算定することが、果たして「公平」と言えたのだろうか？伊草集落内の農家においても、経営面積が同一であっても、

家族人数の差によって供出農家と一部保有農家に分かれたケースが存在した。一部保有の農家は供出義務がなく、生産米を高価で販売することが可能であったことを考慮すると、当時の集落が一部保有農家に加えたある種の圧力についても、単なる零細農の抑圧という以上の意味合いがあったとは言えないだろうか。いずれにせよ、この点本稿では十分に検討できなかった。今後の課題としたい。

- 1) 本研究は平成15年度専修大学研究助成「八潮市域における食糧供出システムの実証研究」の交付を受けてまとめられた成果である。
- 2) 西田美昭編『戦後改革期の農業問題』（日本経済評論社，1994年）
- 3) 食糧庁『食糧管理史 各論Ⅱ』1970年。以下『各論Ⅱ』。
- 4) 八條村史料を所蔵している八潮市立資料館には資料閲覧，調査について，全面的な協力を受けることができた。記して謝意を表す。また以下八條村の史料は特に断りのない限り，全て同館所蔵であり，以下注に付した番号は同館の資料整理番号である。
- 5) 拙稿「食糧供出と農地改革—埼玉県南埼玉郡八條村を事例として—」（『土地制度史学』第161号，1998年所収）。
- 6) 前掲拙稿「食糧供出と農地改革」参照
- 7) 八條村 No.2660『伊草昭和二一年度供出米割当』
- 8) 八條村 No.2903『教育』
- 9) 八條村 No.2684『昭和二十二年度供出米算定基準簿』
- 10) 花井俊介「食糧危機下埼玉県における供出問題の展開」（前掲西田著所収）116頁
- 11) 八條村 No.2658『供米割当各地区報告書級附一部保有農家実収報告書』
- 12) 八條村 No.2670『昭和二十三年度供米 伊草』
- 13) 八條村 No.2871『昭和二十三年度 供米割当原簿』
- 14) 八條村 No.2871『昭和二十三年度 供米割当原簿』
- 15) 八條村 No.2840『主食供出割当簿 伊草』
- 16) 『各論Ⅱ』954頁

- 17) 『各論Ⅱ』874頁
- 18) 八條村 No.2830伊草『昭和26年度供出割当基本個人表』
- 19) 八條村 No.2816『昭和二十七年度供出割当関係』
- 20) 『各論Ⅱ』646頁
- 21) 八條村 No.2820『昭和二十八年度供米関係書類』
- 22) 前掲 No.2820
- 23) 拙稿「戦時食糧供出と農村統合1940～1944—埼玉県潮止村の事例—」（『一橋論叢』1999年12月号所収）。潮止村の事例では1947年度には自家保有米を考慮した割当計算が行われていたが，1948年度に単純反別割が実施された。
- 24) 前掲拙稿「食糧供出と農地改革」